

裁判員裁判に内在する諸問題

—松江地裁平成 21 年 10 月 29 日判決刑事確定訴訟記録法
4 条 1 項に基づく保管記録を素材として—

林 弘 正

I. 序言

II. 顕在化した問題点

III. 結語

【資料編】

I. 刑事確定訴訟記録法 4 条 1 項に基づく保管記録

II. 裁判員裁判の実施状況

I. 序言

1. 司法制度改革の論議は、幾多となく繰返されながらもその全面的実施には踏み切れない状況が継続してきた。¹⁾

司法制度改革が、実質的に作動するのは平成 11 年 7 月 27 日「21 世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する」ことを目的として、小渕恵三内閣総理大臣が司法制度改革審議会を設置したことに端を発する。²⁾ 司法制度改革の具体的な制度設計は、平成 13 年 6 月 12 日公表された司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書-21 世紀の日本を支える司法制度-』（以下、『司法制度改革審議会意見書』と略記する）を基に同年 11 月制定された司法制度改革推進法に基づき内閣に設置された内閣総理大臣を長とする司法制度改

革推進本部によってなされた。

司法制度改革推進本部は、法令案の立法作業を事務局で行い、具体的な検討事項について『司法制度改革審議会意見書』をベースに顧問会議で有識者等による 10 の検討会を設置し、制度設計への意見交換を行うシステムを構築した。³⁾ 各検討会の概要は、以下の通りである。「労働検討会」は、労働関係事件への総合的な対応強化を主要な検討課題とする。⁴⁾ 「司法アクセス検討会」は、裁判所へのアクセスの拡充を主要な検討課題とする。⁵⁾ 「ADR 検討会」は、裁判外の紛争解決手段 (ADR) の拡充・活性化を主要な検討課題とする。⁶⁾ 「仲裁検討会」は、仲裁法制の整備を主要な検討課題とする。⁷⁾ 「行政訴訟検討会」は、司法の行政に対するチェック機能の強化を主要な検討課題とする。⁸⁾ 「裁判員制度・刑事検討会」は、刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入、刑事裁判の充実・迅速化等を主要な検討課題とする。⁹⁾ 「公的弁護制度検討会」は、公的刑事弁護制度の導入及び整備を主要な検討課題とする。¹⁰⁾ 「国際化検討会」は、国際化への対応を主要な検討課題とする。¹¹⁾ 「法曹養成検討会」は、法曹養成制度改革を主要な検討課題とする。¹²⁾ 「法曹制度検討会」は、弁護士・検察官・裁判官制度の改革等を主要な検討課題とする。¹³⁾ 各検討会の構成メンバーの人員は、仲裁検討会のみ 10 名で他は 11 名である。¹⁴⁾

司法制度の抜本的改革に向けて各検討会の重要性は言うまでもないが、特に、今回の司法制度改革の眼目としては、裁判員裁判制度の導入と法曹養成機関としての法科大学院設置が挙げられる。法曹養成にあたっては、それぞれの専門職としての弁護士制度、検察官制度及び裁判官制度の改革が前提であり、利害関係当事者として法曹 3 者の改革実現への具体的実践が求められる。

『司法制度改革審議会意見書』は、「司法制度を支える法曹の在り方」として法曹 3 者に対し制度改革を提言する。

『司法制度改革審議会意見書』は、弁護士制度改革の要諦として弁護士の社会的責任 (公益性) を挙げ、弁護士報酬の透明化・合理化、弁護士会

運営の透明化等、弁護士倫理等に関する弁護士会の態勢の整備を提言し、弁護士に対する市民の批判の超克を求める。¹⁵⁾

『司法制度改革審議会意見書』は、検察官制度改革の要諦として検察官に求められる資質・能力の向上等を挙げ、幹部を含む検察官が犯罪被害者の心情や警察等の第一次捜査機関の活動等に対する理解を深めるための具体的方策の実施や裁判員裁判制度実施を想定した「刑事手続への新たな国民参加制度の実効的实施を支えうよう、立証活動等の能力の向上を図るための適切な研修制度等を導入」を提言する。¹⁶⁾

『司法制度改革審議会意見書』は、裁判官制度改革の要諦として視野が狭隘と評される裁判官の給源の多様化・多元化を挙げ、具体的方策として「多様で豊かな知識、経験等を備えた判事を確保するため、原則としてすべての判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備」することを提言する。更に、『司法制度改革審議会意見書』は、裁判官の任命手続の見直し、裁判官の人事制度の透明性・客観性の確保、最高裁判所裁判官の選任過程について透明性・客観性を確保するため適切な措置の検討を提言する。¹⁷⁾

立法府は、第 159 回国会において政府提案の「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成 16 年法律第 63 号)」(以下、裁判員法と略記する)を平成 16 年 5 月 21 日成立させた。裁判員法は、平成 16 年 5 月 28 日公布され 5 年間の準備期間を経て平成 21 年 5 月 21 日より施行された。¹⁸⁾

最高裁判所は、行政府の司法制度改革に呼応して「明日の裁判所を考える懇談会」を最高裁判所事務総局に設置し、裁判所改革に向けての問題点の意見交換の場とした。¹⁹⁾「明日の裁判所を考える懇談会」は、平成 14 年 2 月 25 日第 1 回懇談会を開催し裁判所や司法への意見等が披瀝されたが、裁判員裁判制度設計の進展に伴って平成 19 年 5 月 7 日開催第 17 回懇談会では「裁判員裁判への参加についての国民の意識について」のアンケート結果等についての意見交換が行われ、裁判員裁判制度設計の具体的問題点等が懇談されるに至った。²⁰⁾

司法研修所は、裁判員制度施行に伴う実践的課題について単年度毎に研究課題を設定して検討を開始する。²¹⁾

ギルドとしての弁護士制度は、時に自己の職場環境の保全から当初合格者 3000 名を唱道したが司法試験合格者数の削減方向に与した事実が有る。

検察官制度は、大阪地検特捜部の暴走により検察制度の根幹にメスが向けられ江田五月法務大臣の下に「検察の在り方検討会議」が設置された。第 1 回「検察の在り方検討会議」は、平成 22 年 11 月 10 日開催され平成 23 年 3 月 31 日開催第 15 回会議において『検察の再生に向けて-検察の在り方検討会議提言-』が採択され法務大臣に提出された。²²⁾ 同提言は、冒頭に「大阪地検特捜部における、いわゆる厚労省元局長無罪事件、同事件の主任検察官による証拠隠滅事件、さらには、その上司であった元大阪地検特捜部長及び元同部副部長による犯人隠避事件という一連の事態は、国民に大きな衝撃を与えるとともに、巨悪を眠らせず、公正な社会の実現に向けた役割を期待されてきた特捜部に対する信頼を根底から失墜させた。そればかりではなく、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、的確に犯罪を認知・検挙し、公正な手続を通じて事案の真相を明らかにし、適正かつ迅速に刑罰権の実現を図ることにより、社会の秩序を維持し、国民の安全な生活を確保することを目的とする刑事司法の重要な一翼を担う検察の捜査・公判活動全体への不信を招くことにもなった。」と問題の発端を明記する。²³⁾ 江田五月法務大臣は、『検察の再生に向けて-検察の在り方検討会議提言-』を受け法制審議会に諮問第 96 号を発した。法制審議会は、平成 23 年 6 月 6 日開催第 165 回会議において「新時代の刑事司法制度特別部会」を設置した。江田法務大臣は、平成 23 年 6 月 29 日開催第 1 回「新時代の刑事司法制度特別部会」冒頭において「21 世紀を迎え、一連の刑事司法制度改革により裁判員制度が導入されるなど、我が国の刑事司法制度は大きな変革を遂げつつあるところです。もっとも、近年の情勢を見ますと、昨年大阪地方検察庁における一連の事態においては、現在の刑事司法制度の構造を背景にして、検察官に、取調べや供述調

書を偏重する風潮があったのではないかという指摘がなされております。この問題については、本年3月まで私の下で開催されました検察の在り方検討会議で熱心な御議論を頂き、その結果、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直して、制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度を構築するための検討を直ちに開始せよという提言がなされました。」と指摘し、検察の在り方に論及する。²⁴⁾

検察庁は、裁判員裁判実施に向け将に検察官一帯の原則の下に周到な準備を開始する。『裁判員裁判における検察の基本方針』は、裁判員裁判の構成員としての検察のスタンスを「裁判員裁判対象事件について、検察権を行使し、立証の責任を負う立場にある検察は、平成18年3月、『裁判員裁判の下における捜査・公判遂行の在り方に関する試案』（検察試案）を公表した後、関係諸機関の理解と協力の下に、裁判員裁判において、事案の真相すなわち実体的真実を解明して適正な事実認定と量刑を実現するという刑事訴訟の目的を達成するためには、どのような捜査を行い、いかなる主張・立証活動をなすべきかについて試行を積み重ねてきた。取り分け、刑事裁判になじみの薄い一般国民が裁判員として審理に参加することに伴う負担をできる限り軽減しつつ、適正な裁判を実現するため、分かりやすく、迅速で、しかも事案の本質を浮き彫りにする的確な主張・立証を遂げるべく、極めて多岐にわたる試みを行ってきた。これまでの試行によって、検察として、裁判員裁判の下における捜査・公判活動や態勢整備の在り方全般について、基本的な方向性は見いだすことができたものと思われる。そこで、最高検察庁は、これを『裁判員裁判における検察の基本方針』として取りまとめ、各検察庁の検察官等に配付するとともに、裁判員裁判に臨む検察としての姿勢を国民に明らかにするため公表することとした。各検察官には、この基本方針を熟読して実力の錬磨に努め、裁判員裁判において、分かりやすく、迅速で、しかも的確な主張・立証活動を展開し、裁判員制度が円滑に運営され実務に定着するよう、全力を尽くすことが求められている。」と明記する。²⁵⁾

2. 裁判員裁判は、平成 21 年 5 月 21 日裁判員法施行に伴い各地で開始され、平成 21 年 8 月 6 日東京地裁で最初の判決が言渡された。²⁶⁾ 裁判員裁判制度実施 5 年半を経た平成 26 年 12 月末現在の現況は、新受人員総数 9,093 人が係属し 7,407 人に判決が言渡され、選任された裁判員 41,834 人及び補充裁判員 14,262 人計 56,096 人の市民が合議体の構成員として司法に参加している。終局人員は、7,407 人で有罪人員は 7,217 人(有罪率 97.43%)であり、控訴人員は 2,580 人(控訴率 35.74%)である。無罪人員は 40 人で、覚せい剤取締法違反 18 人(無罪率 2.88%)、殺人罪 7 人(無罪率 0.44%)、傷害致死罪 7 人(無罪率 0.99%)である。²⁷⁾ 覚せい剤取締法違反事案は、無罪率及び控訴率(50.0%)が顕著に高く、統計上覚せい剤取締法運用に内在する問題の存在を示唆する。

各裁判体の処理・継続件数には、顕著な相違がある。処理・継続件数の多い裁判体は、千葉地裁本庁 879 件、東京地裁本庁 744 件、大阪地裁本庁 709 件、さいたま地裁本庁 417 件、横浜地裁本庁 386 件、名古屋地裁本庁 370 件である。他方、処理・継続件数の少ない裁判体は、鳥取地裁本庁 20 件、松江地裁本庁 21 件、旭川本庁 30 件、函館地裁本庁及び盛岡地裁本庁 32 件、秋田地裁本庁 33 件である。

3. 松江地裁平成 21 年 10 月 29 日判決は、鳥根県裁判員裁判第 1 号事件として各地の 1 号事件同様に市民やメディアの多大な注目の中で 3 日間開廷され評議の後、懲役 5 年(求刑懲役 6 年)を言渡された強盗致傷及び銃砲刀剣類所持等違反事案である。²⁸⁾ 本判決については、既に、裁判員裁判に内在する諸問題の考察として検討している。²⁹⁾

本稿は、本判決について刑事確定訴訟記録法 4 条 1 項に基づく保管記録閲覧の機会を得て正確な実証研究の素材とするべく紹介すると共に裁判員裁判制度実施 5 年余の評価を試みるものである。筆者は、裁判員裁判の実証研究として 3 裁判員裁判判決と 1 控訴審判決について考察を加えてきた。³⁰⁾ 刑事確定訴訟記録法 4 条 1 項に基づく保管記録閲覧をした事案は、本松江地裁平成 21 年 10 月 29 日判決と東京地裁平成 25 年 5 月 21 日第 1

刑事部判決の2判決である。³¹⁾

両裁判所は、裁判員裁判件数において全国最少と全国最多の相違があるとともに審理時期においても4年弱の逕庭がある。両判決は、裁判員裁判の経験数の相違により単純な比較は出来ないが、表層的な相違として平成25年5月末現在の両裁判所の受件数は松江地裁14件(終局12件)東京地裁555件(終局471件)である。³²⁾

II. 顕在化した問題点

1. 本稿は、松江地裁平成21年10月29日判決について刑事確定訴訟記録法4条1項に基づく保管記録閲覧で収集した資料を考察の対象とし、東京地裁平成25年5月21日第1刑事部判決について刑事確定訴訟記録法4条1項に基づく保管記録閲覧で収集した資料との比較をも試みるものである。

刑事訴訟法第53条1項は、「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。」と規定する。これを受け、刑事確定訴訟記録法4条1項は、「保管検察官は、請求があつたときは、保管記録(刑事訴訟法第53条第1項の訴訟記録に限る。次項において同じ。)を閲覧させなければならない。ただし、同条第1項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。」と規定する。³³⁾ 刑事確定訴訟記録法2条1項は、訴訟記録の保管について「刑事被告事件に係る訴訟の記録は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官(以下「保管検察官」という。)が保管するものとする。」とし、2項は「前項の規定により保管検察官が保管する記録(以下「保管記録」という。)の保管期間は、別表の上欄に掲げる保管記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。」とし、3項で「保管検察官は、必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる。」と規定する。2項に規定する別表は、保管記録の区分として裁判書と裁判書以外の保管記録に分け、保管期間年数を規定する。

刑事被告事件に係る訴訟記録は、刑事確定訴訟記録法 2 条 1 項に基づき当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官が保管するが、裁判所から移送された確定訴訟記録は、各検察庁の管轄下であり、編纂・公開対象者の選定は各検察庁の裁量に委ねられているので、各保管記録の単純な比較には馴染まないとの制約がある。

2. 松江地裁平成 21 年 10 月 29 日判決保管記録及び東京地裁平成 25 年 5 月 21 日第 1 刑事部判決保管記録の相違の第 1 は、判決文の編綴の相違である。松江地裁平成 21 年 10 月 29 日判決確定訴訟記録には判決文が編綴されておらず、東京地裁平成 25 年 5 月 21 日判決確定訴訟記録には判決文が編綴されている。判決文の編綴は、刑事確定訴訟記録閲覧において必須であり、刑事確定訴訟記録法 2 条 2 項別表において保存記録の区分として「1 裁判書 2 裁判書以外の保管記録」に分けている。なお、松江地検記録係担当事務官に尋ねたところ、松江地検確定訴訟記録では判決文の編綴されていないのが通常であるとのことである。

両保管記録の相違の第 2 は、編纂方法の相違である。松江地裁平成 21 年 10 月 29 日判決確定訴訟記録では、各公判廷毎に法廷供述と質問・応答が編纂されておらず、被告人供述調書として一括して最後に編綴され「(この調書は、第 2 回公判調書と一体となるものである。)」と書添えられている。東京地裁平成 25 年 5 月 21 日判決確定訴訟記録では、各公判廷毎に法廷供述と質問・応答が編纂されている。

両保管記録の相違の第 3 は、公判前整理手続段階における検察官及び弁護人提出書類の進行管理状況の相違である。松江地裁平成 21 年 10 月 29 日判決確定訴訟記録には、進行管理表がマニュアルとして作成され、各項目毎に裁判所書記官がチェックを入れ押印して確認している。東京地裁平成 25 年 5 月 21 日判決確定訴訟記録には、進行管理表は編綴されていない。進行管理表作成は、それぞれの裁判体の相違によるものか不明であるが、公判前整理手続のミス回避し円滑な運用には有効なものと思慮する。

3. 本項では、松江地裁平成 21 年 10 月 29 日判決確定訴訟記録固有の若干

の問題について検討する。

問題の第1は、刑事訴訟法 292 条の2で担保される被害者参加制度に基づく意見陳述である。平成 21 年 8 月 25 日開催第1回公判前整理手続において検察官から被害者参加制度により刑事訴訟法 292 条の2に基づく被害者の意見陳述の申請がなされ、弁護人の同意のもと裁判長は、被害者が法廷で必要な事項について被告人に質問することを許可する。第2回公判廷での被害者の意見陳述の内容は、検察官が敢えて島根県裁判員裁判1号事件のため被害者の意見陳述の demonstration 効果を狙っていたのではないかとの疑念が湧く。被害者意見陳述では、「罪を憎み人を憎まず」との趣意が見え隠れし、被害者の「最終的には幸せになってほしい。」との文言まで用意されている。

問題の第2は、弁護人請求証拠等関係カードの内容である。弁護人は、請求証拠として近隣市町村議会の陳情審議・陳情等審査等を8件用意するが、2件のみの同意しか得られなかった。弁護人の意図は、被告人の社会的活動を情状証拠として量刑判断に活用しようとしたものと思慮する。しかしながら、この法廷戦術は十分功を奏せず、量刑判断を有利に展開し得なかった。公訴事実を争わない本事案は、量刑が争点であり、弁護人にとりより重要なのは身元引受人ないし就労保証人等の存在をアピールする情状証人の証拠申請が必要であったと思慮する。弁護人は、島根県裁判員裁判1号事件のプレッシャーにより刑事弁護の量刑事情の選択を誤った弁護方針の過誤を犯したといえる。

問題の第3は、評議の充実如何である。本事案は、公訴事実を争わない量刑のみが争点の事実であるが、裁判員として参加する市民にとり法廷で展開される検察官及び弁護人の主張を理解し、論議する際に裁判員及び補充裁判員が裁判官のサポートの下に予定された第2回公判10月28日(水)13時45分から17時、第3回公判10月29日(木)10時から12時、13時から15時に開催された時間で十分な評議が可能であったのかの検証である。³⁴⁾

本件松江地裁平成 21 年 10 月 29 日判決確定訴訟記録に添付されていた書類の一覧は、下記の通りである。

- ・ 進行管理表
- ・ 起訴状
- ・ 証明予定事実記載書（検察官）
- ・ 予定主張記載書面（弁護士）
- ・ 予定主張記載書面（追加）
- ・ 第 1 回公判前整理手続調書（手続）
- ・ 第 1 回公判調書（手続）
- ・ 冒頭陳述要旨（検察官）
- ・ 冒頭陳述要旨（弁護士）
- ・ 第 2 回公判調書（手続）
- ・ 論告要旨
- ・ 弁論要旨
- ・ 第 3 回公判調書（手続）
- ・ 検察官請求 証拠等関係カード 甲
- ・ 検察官請求 証拠等関係カード 乙
- ・ 弁護士請求 証拠等関係カード
- ・ 供述調書（被告人） 検面調書 検察官 大橋広志
平成 21 年 6 月 5 日作成 検甲 1
- ・ 実況見分調書 司法警察員 松江警察署・警部補 三浦孝三
平成 21 年 5 月 28 日作成
- ・ 統合捜査報告書（受傷状況等について） 検察事務官 原 純二
平成 21 年 6 月 17 日作成
- ・ 捜査報告書（凶器等の状況等について） 検察事務官 原 純二
平成 21 年 6 月 17 日作成
- ・ 捜査報告書（強盗実施場所の下見状況等） 検察事務官 原 純二
平成 21 年 6 月 23 日作成

- ・ 供述調書（被告人） 検面調書 検察官 大橋広志
平成 21 年 6 月 10 日作成 検乙 1
- ・ 被告人供述調書（1）（この調書は、第 1 回公判調書と一体となるものである。）湯淺検察官の質問に対する被告人供述
- ・ 被告人供述調書（2）（この調書は、第 1 回公判調書と一体となるものである。）弁護人の質問に対する被告人供述
- ・ 被告人供述調書（この調書は、第 2 回公判調書と一体となるものである。）弁護人・検察官・裁判員・裁判官の質問に対する被告人供述

以下、松江地裁平成 21 年 10 月 29 日判決確定訴訟記録閲覧し、確定訴訟記録の中で重要と考えた記録等を引用する。

Ⅲ．結語

1. 刑事確定訴訟記録閲覧制度の利用は、公判廷の傍聴では不明確な点の確認には一定のメリットがある。

松江地裁平成 21 年 10 月 29 日判決第 2 回公判において補充裁判員 1 名が不在であった。傍聴者には何故不在であるのか理由が不分明であり、公正な裁判との視点から違和感を覚えた。³⁵⁾

補充裁判員 1 名不在の理由は、刑事確定訴訟記録閲覧の結果 10 月 28 日付「補充裁判員解任決定」により裁判員法 45 条に基づくことが判明した。裁判員法 45 条は、「裁判所は、補充裁判員に引き続きその職務を行わせる必要がないと認めるときは、当該補充裁判員を解任する決定をすることができる。」と規定する。本条は、「審理の進行状況等に照らして補充裁判員を残す必要がなくなった場合に、補充裁判員の負担から早期に解放できるようにした規定である。一部の補充裁判員の解任も可能と解されるが、その場合には、あらかじめ定められた順序の後の者から解任すべきであろう。」と解されている。³⁶⁾ それ故、本件では、補充裁判員 3 が解任されたのであるが、裁判長は、公判廷で補充裁判員解任について冒頭に説明はなかった。³⁷⁾

補充裁判員の被告人質問権については、裁判員法には直接の規定が置かれておらず、立法者の想定には無かったものと解する。補充裁判員の被告人質問は、7人目の潜在的裁判員として被告人の防御権の視点から疑義がある。³⁸⁾

第2回公判廷では、左陪席から「まず最初が補充裁判員からの質問になるんですけども、消費者金融に借金などがあるということなんですけれども、それについて、いわゆる過払い金などというのを発生しているかどうかということについては御存じですか。」との質問がなされ、被告人は「最近になって、それはわかりましたですね。そういうやり方があるというのはですね。」との返答があり、その後、質問・応答が展開される。補充裁判員の被告人質問については、直接尋問することは許容されておらず裁判長を介して許容されとの見解がある。³⁹⁾ 被告人の防御権との視点から本見解は支持し得ないが、本公判廷では裁判長ではなく左陪席によって質問が続行され、「まず最初が」と断っているが、質問の展開によりどこまでが補充裁判員の質問なのか不分明である。

2. 刑事確定訴訟記録法4条2項は、保管検察官の刑事確定訴訟記録閲覧不許可事由について「保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第53条第3項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録(第2号の場合にあっては、終局裁判の裁判書を除く。)を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない。

- 1 保管記録が弁論の公開を禁止した事件のものであるとき。
- 2 保管記録に係る被告事件が終結した後3年を経過したとき。
- 3 保管記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき。
- 4 保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び更正を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき。
- 5 保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害

することとなるおそれがあると認められるとき。」と規定する。

最高裁第三小法廷平成 24 年 6 月 28 日決定は、民事訴訟等の準備のため組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件第一審判決書の閲覧請求に際し、「プライバシー部分を除く」として請求したにも関わらず保管検察官により刑事確定訴訟記録法 4 条 2 項 4 号及び 5 号に該当するとして本件裁判書の閲覧を不許可とする処分に対する準抗告を棄却した岡山地方裁判所平成 24 年 1 月 10 日第 2 刑事部決定を取り消した。⁴⁰⁾

最高裁は、「刑事確定訴訟記録である第 1 審判決書は、国家刑罰権の行使に関して裁判所の判断を示した重要な記録として、裁判の公正担保の目的との関係においても一般の閲覧に供する必要性が高いとされている記録であるから、その全部の閲覧を申立人に許可した場合には、C らとの間の民事裁判において、その内容が明らかにされるおそれがあり、法 4 条 2 項 4 号及び 5 号の閲覧制限事由に当たる可能性がないではないが、そのような場合であっても、判決書の一般の閲覧に供する必要性の高さに鑑みると、その全部の閲覧を不許可とすべきではない。本件では、申立人が「プライバシー部分を除く」範囲での本件判決書の閲覧請求をしていたのであるから、保管検察官において、申立人に対して釈明を求めてその限定の趣旨を確認した上、閲覧の範囲を検討していたとすれば、法 4 条 2 項 4 号及び 5 号の閲覧制限事由には当たらない方法を講じつつ、閲覧を許可することができたはずであり、保管検察官において、そのような検討をし、できる限り閲覧を許可することが、法の趣旨に適うものと解される。」と判示し、安易な刑事確定訴訟記録閲覧制限に警鐘を鳴らす。

【資料編】

I. 刑事確定訴訟記録法 4 条 1 項に基づく保管記録

進行管理表

松江地方裁判所刑事部

事件番号 平成 21 年(わ)第 69 号 被告人 A

□ 検察官の証明予定事実記載書面の提出・送付期限 (316 条の 13 ④)

.....
求意見 検察官・☐済 弁護士・☐済 【提示期限 21・6・26】

裁判所書記官 石田印

検察官意見 (□しかるべく、□希望期限：21・6・26) 裁判所書記官 石田印

弁護人意見 (□しかるべく、□その他：) 裁判所書記官 石田印
.....

裁判所への提出・弁護人への送付期限を平成 21 年 6 月 26 日とする。

平成 21 年 6 月 16 日

裁判長裁判官 吉井隆平 裁判官 秋元健一 裁判官 岩田絵理子
.....

上記通知 検察官 (21・6・16) 裁判所書記官 石田印

弁護人 (21・6・16) 裁判所書記官 石田印

送付確認済 ☐

□ 検察官の証拠の取調べ請求期限 (316 条の 13 ④)

.....
求意見 検察官・☐済 弁護士・☐済 【提示期限 21・6・26】

裁判所書記官 石田印

検察官意見 (□しかるべく、□希望期限：21・6・26) 裁判所書記官 石田印

弁護人意見 (□しかるべく、□その他：) 裁判所書記官 石田印
.....

証拠の取調べの請求期限を平成 21 年 6 月 26 日とする。

平成 21 年 6 月 16 日

裁判長裁判官 吉井隆平 裁判官 秋元健一 裁判官 岩田絵理子

上記通知 検察官 (21・6・16) 裁判所書記官 石田印

弁護人 (21・6・16) 裁判所書記官 石田印

□被告人・弁護人の検察官請求証拠に対する証拠意見の明示期限 (316 条の 16 ②)

求意見 検察官・□済 弁護人・□済【提示期限 21・7・10】

裁判所書記官 石田印

検察官意見 (□しかるべく、□その他：21・7・10) 裁判所書記官 石田印

弁護人意見 (□しかるべく、□希望期限：21・7・10) 裁判所書記官 石田印

弁護人の検察官請求証拠についての意見明示期限を平成 21 年 7 月 10 日とする。

平成 21 年 6 月 26 日

裁判長裁判官 吉井隆平 裁判官 秋元健一 裁判官 岩田絵理子

上記通知 検察官 (21・6・26) 裁判所書記官 石田印

弁護人 (21・6・26) 裁判所書記官 石田印

□被告人・弁護人の証明予定事実の明示期限 (316 条の 17 の③)

求意見 検察官・□済 弁護人・□済【提示期限 21・7・10】

裁判所書記官 石田印

検察官意見 (□しかるべく、□その他： 裁判所書記官 石田印

弁護人意見 (□しかるべく、□希望期限：21・7・10) 裁判所書記官 石田印

裁判所・検察官への明示期限を平成 21 年 7 月 10 日とする。

平成 21 年 6 月 26 日

裁判長裁判官 吉井隆平 裁判官 秋元健一 裁判官 岩田絵理子

.....
上記通知 検察官（21・6・26）裁判所書記官 石田印

弁護人（21・6・26）裁判所書記官 石田印

明示確認済□

□被告人・弁護人の証拠の取調べ請求期限（316 条の 17 の③）
.....

求意見 検察官・□済 弁護人・□済【提示期限 21・7・10】

裁判所書記官 石田印

検察官意見（□しかるべく、□その他：

裁判所書記官 石田印

弁護人意見（□しかるべく、□希望期限：21・7・10）

裁判所書記官 石田印
.....

被告人・弁護人の証拠の取調べ請求期限を平成 21 年 7 月 10 日とする。

平成 21 年 6 月 26 日

裁判長裁判官 吉井隆平 裁判官 秋元健一 裁判官 岩田絵理子
.....

上記通知 検察官（21・6・26）裁判所書記官 石田印

弁護人（21・6・26）裁判所書記官 石田印

起訴状

平成 21 年 6 月 12 日

松江地方裁判所殿

松江地方検察庁

検察官 検事 大橋広志

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍

住居

職業

勾留中 A

生

公訴事実

被告人は

第1 現金を強取することを企て、平成21年5月21日午後1時25分ころ、松江市A所在のB官舎C方玄関前において対応に出たV(当時X歳)に対し、用意していたレジャーナイフ(刃体の長さ約18.5センチメートル)を示した上、同ナイフを突き出しながら前記玄関から前記C方に押し入り、さらに、座り込んだ前記Vの頭部に衣服をかぶせるなどし、もって、人の住居に侵入するとともに、前記Vに暴行、強迫を加え、その反抗を抑圧して同人から現金を強取しようとしたが、同人に抵抗され同ナイフを奪い取られたため、その目的を遂げず、その際、同人に加療約7日間を要する左手切創の障害を負わせ

第2 業務その他正当な理由による場合でないのに、前記日時場所において、前記ナイフを1本携帯したものである。

罪名及び罰条

第1 住居侵入、強盗致傷 刑法130条前段、240条前段

第2 銃砲刀剣類所持等取締法違反 同法31条の18第3号、22条

証明予定事実記載書

住居侵入、強盗致傷

銃砲刀剣類所持等取締法違反

被告人 A

上記被告人に対する頭書被告事件について、検察官が証拠により証明しようとする事実は下記のとおりである。

平成21年6月25日

松江地方検察庁

記

第1 犯行に至る経緯

1 (墨漬し)

2 被告人は、平成20年夏ころ、借金の返済金を得るため、日中に公務員住宅を訪れ、家にいる女性に対し、慰謝料請求名目で金の支払いを要求し、これに応じない場合には、レジャーナイフ(以下「ナイフ」という。)(刃体の長さ約18.5センチメートル)を見せて強迫して金を奪い取ることを考えるようになった。

また、被告人は、逃走時間を確保するため、女性の手首と足首を布製のガムテープで縛り、口にガムテープを貼ることを計画した。

被告人は、そのころから松江市内の公務員住宅の下見を開始したが、B宿舎が最も人目につきにくく、金を奪い取るのに適していると考えていた。

3 被告人は、平成21年4月ころ、滞納した電話料金等を支払うために闇金から金を借り、同年5月中旬ころ、その返済が遅れたために電話で厳しい取立てを受けた。

被告人は、闇金の取り立てから逃れるため、かねてから計画していた方法で10万円程度の金を奪い取ることとし、次の返済期限である5月21日午後1時30分までに闇金への返済を終わらせようと考えた。

4 被告人は、同日午前9時ころ、ナイフとガムテープを紙袋に入れてB宿舎へ向かい、同宿舎等を回ったが、実行するには至らなかった。

証拠関係

被告人の検察官調書

下見状況に関する捜査報告書、凶器に関する捜査報告書、凶器、被告人の検察官調書

被告人の検察官調書

下見状況に関する捜査報告書、凶器に関する捜査報告書、被告人の検察官調書

5 被告人は、このままでは、闇金の返済期限に間に合わないと考え、残されたV方で金を奪い取ることを決意した。	被告人の検察官調書
第2 犯行状況等	
1 被告人は、同日午後1時25分ころ、訪問客を装って呼び鈴を押し、応対に出たV(以下「V」という。)に「娘が松江に来たときにご主人にお世話になりました。」などと言って玄関内へ招き入れられることを期待したが、Vにその様子がうかがえないため、ナイフを示して金を奪い取ることを決意した。	Vの検察官調書、実況見分調書、凶器に関する捜査報告書、凶器、被告人の検察官調書
被告人は、Vに対し、ナイフを取り出して見せつけた上、これを突き出しながら、玄関内に押し入った。	
2 被告人は、玄関内に押し入るや、ナイフを持った右手をVにつかまれ、その取り合いとなり、Vと共に玄関内上がり口で転倒した。	Vの検察官調書、実況見分調書、凶器に関する捜査報告書、凶器、被告人の検察官調書
被告人は、Vの声を聞いた住民が助けにくることを防ぐため、Vを部屋の奥へ引きずっていた上、被告人は、叫び声を上げたVの口をふさぐため、そばにあった衣服を座り込んだVの顔に被せようとして頭部に被せたが、Vにナイフを取り上げられた上、その場から逃走された。	
3 Vは、ナイフを取り合った際、加療約7日が必要な左手切創の傷害を負い、8針を縫った。	Vの検察官調書、負傷状況に関する捜査報告書
4 被告人は、V方から逃走したが、警ら中の警察官に逮捕された。	被告人の検察官調書
第3 その他	
被告人の身上経歴、被害者及び関係者の処罰感情等	戸籍、Vの検察官調書、下見状況に関する捜査報告書
以上	

平成 21 年（わ）第 69 号

事件名 住居侵入、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反

被告人 A

予定主張記載書面

平成 21 年 7 月 10 日

松江地方裁判所刑事部 御中

弁護士 安藤有理

第 1 公訴事実について

争いはない。

ただし、被害者の対応や被告人の行動について、情状に関する事情としては証明予定事実記載書と異なる事実を主張する予定である。

第 2 情状について

動機、犯行状況、被告人のこれまでの活動について

平成 21 年（わ）第 69 号

事件名 住居侵入、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反

被告人 A

予定主張記載書面（追加）

平成 21 年 8 月 12 日

松江地方裁判所刑事部 御中

弁護士 安藤有理

平成 21 年 7 月 10 日付予定主張記載書面に加え、検察官の証明予定事実に対して、被告人の主張と食い違う部分について以下のとおり具体的に主張する。

1 犯行に至る経緯 1

（墨潰し）

2 犯行状況等 1

検察官の証明予定事実記載書面によると、「(略) ……などと言って玄関内に招き入れられることを期待したが、Vにその様子がうかがえないため、ナイフを示して金を奪い取ることを決意した。」とある。

しかし、被告人は、被害者から玄関に招き入れられないことに対し、加えて、被害者に「とりえず玄関に入れて頂けませんか。」などと申しわけ、それに対して、被害者が避けて被告人が玄関に入ることを許容するような姿勢を示さなかったことから、被告人が感情的になるとともに、強取する目的でナイフを示したものである。

なお、被害者が被告人を手の平で押したりしたようなことはなかった。

3 犯行状況等 2

検察官の証明予定事実記載書面によると、「被告人は、叫び声を上げたVの口をふさぐため、そばにあった衣服を座り込んだVの顔に被せようとして頭部に被せたが、・・・(略)」とある。

しかし、被告人は、右手のみで衣服を被せようとしたにとどまり、被害者の頭部に衣服を被せるには至っていない。

【求意見手続】

求意見手続

求意見手続（第2事実につき）

検察官 大橋広志 平成21年6月16日午前8時40分

弁護士 安藤有理 平成21年6月15日午後2時30分

ともに電話で確認し、異議はない。

手続決定（第1及び第2事実につき）

本件を公判前整理手続に付する。

平成21年6月16日

平成 21 年 (わ) 第 69 号

第 1 回公判前整理手続調書 (手続)

被告人氏名	A (出頭)
被告事件名	住居侵入、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反
公判前整理手続 をした年月日	平成 21 年 8 月 25 日
公判前整理手続 をした場所	松江地方裁判所刑事準備手続室
公判前整理手続 をした裁判所	松江地方裁判所刑事部
裁判長裁判官	吉井隆平
裁判官	秋元健一
裁判官	岩田絵理子
裁判所書記官	石田 圭
出頭した検察官	大橋広志
出頭した弁護人	安藤有理
人定質問	

氏名 A

生年月日、本籍、住居、職業は、起訴状記載のとおり

争点の整理に関する事項

証明予定事実等

弁護人

公訴事実自体は争わない

被告人の意思確認

被告人

公訴事実は、そのとおり間違いありません。

証拠の整理に関する事項

証拠請求について

弁護人

検察官に被害者の意向を確認してもらった上で、被告人が被害者にあてて書いた手紙を被害者に郵送し、それを追加で請求する可能性がある。

検察官

上記追加の証拠請求の可能性があることについては了承した。被害者の意向について確認した上で、弁護人に連絡する。

証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり

争点及び証拠の整理の結果の確認

裁判長

1. 本件の主たる争点は量刑である。
2. 証拠の整理の結果は、証拠関係カード記載のとおりである。

被害者参加人等による被告人質問の許可

検察官

本日付け被害者参加人による被告人質問に関する通知書記載のとおり

弁護人

上記申し出についてはしかるべく

裁判長

被害者参加人が被告人に対し、刑事訴訟法 292 条の 2 に基づく意見を陳述するために必要な事項について質問をすることを許可する。

公判審理の予定に関する事項

公判審理の予定

裁判長

別紙のとおり審理日程を定める。

記録媒体への記録の決定

検察官及び弁護人

被告人質問につき、裁判員法 65 条 1 項本文により、訴訟関係人の尋問及び供述等を記録媒体に記録することについては異議がない。

裁判長

被告人質問につき、上記録音する旨決定

裁判員等選任手続に関する決定

裁判長

1 本件については、3 人の補充裁判員を置く。

2 本件について呼び出すべき裁判員候補者の員数を 80 人と定める。

指定した裁判員等選任手続期日

平成 21 年 10 月 27 日午前 10 時 00 分

指定告知した公判期日

平成 21 年 10 月 27 日午後 1 時 30 分

平成 21 年 10 月 28 日午前 10 時 00 分

平成 21 年 10 月 29 日午後 3 時 00 分

平成 21 年 8 月 26 日

松江地方裁判所刑事

裁判所書記官 石田 圭

(別紙)

事件番号：平成 21 年(わ)第 69 号

事件名：住居侵入、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反

被告人：A

審理予定					
公判	期日	開始	終了	時間(約)	内容
第 1 回	10 月 27 日 (火)	13 : 30	13 : 35	5 分	冒頭手続
		13 : 35	13 : 45	10 分	検察官の冒頭陳述
		13 : 45	13 : 55	10 分	弁護人の冒頭陳述
		13 : 55	14 : 30	35 分	休廷
		14 : 30	14 : 35	5 分	公判前整理手続の結果顕出
		14 : 35	15 : 20	45 分	検察官求刑の甲・乙号証の取調べ
		15 : 20	15 : 50	30 分	休廷
		15 : 50	16 : 00	10 分	弁護人請求の書証の取調べ
		16 : 00	16 : 50	50 分	被告人質問 (弁護人)

裁判員裁判に内在する諸問題

第2回 10月28日(水)	10:00	10:25	25分	被告人質問(検察官)
	10:25	10:30	5分	被告人質問(被害者参加人)
	10:30	10:35	5分	被告人質問(弁護人)
	10:35	11:00	25分	休廷
	11:00	11:10	10分	被告人質問(裁判体)
	13:15	13:20	5分	被害者の意見陳述
	13:20	13:30	10分	論告
	13:30	13:40	10分	弁論
	13:40	13:45	5分	被告人の最終陳述
	13:45	17:00		評議
第3回 10月29日(木)	10:00	12:00	120分	評議
	13:00	15:00		評議
	15:00	15:10		判決宣告

【補充裁判員解任決定】

平成21年(わ)第69号

被告事件 住居侵入、強盗致傷、銃刀法違反被告事件

被告人 A

補充裁判員解任決定

頭書被告事件について、当裁判所は、補充裁判員に引き続きその職務を行わせる必要がないと認め裁判員の参加する刑事裁判に関する法律45条により、次のとおり決定する

主文

補充裁判員3を解任する

平成21年10月28日

松江地裁刑事部

吉井隆平
秋元健一
岩田絵里子

補充裁判員 3 に対し、即日口頭で告知済み

裁判所書記官 石田

裁判長認印

平成 21 年 (わ) 第 69 号

第 1 回公判調書 (手続)

被告人氏名	A (出頭)
被告事件名	住居侵入、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反
公判をした年月日	平成 21 年 10 月 27 日
公判をした裁判所	松江地方裁判所刑事部
裁判長裁判官	吉井隆平
裁判官	秋元健一
裁判官	岩田絵理子
裁判員	1 ないし 6
補充裁判員	1 ないし 3
裁判所書記官	石田 圭
検察官	大橋広志、湯淺健太
出頭した弁護人	安藤有理
出席した被害者参加人	V

人定質問

氏名 A

生年月日、本籍、住居、職業は、起訴状記載のとおり

被告事件に対する陳述

被告人

公訴事実は、いずれもそのとおり間違いありません。

弁護人

今 A さんがおっしゃった内容と同様に、各公訴事実に争いはございません。

検察官の冒頭陳述

大橋検察官

別紙冒頭陳述要旨記載のとおり

弁護人の冒頭陳述

本日付冒頭陳述要旨記載のとおり

公判前整理手続の結果を明らかにする手続

裁判長

第1回公判前整理手続調書の要旨を告げた。

証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり

裁判所書記官の交替

(乙) 証拠番号2取調べ終了後、裁判所書記官石田圭は退廷し、裁判所書記官
佐藤智彦入廷列席

先に指定告知した公判期日

平成21年10月28日午前10時00分 (被告人質問、被害者の意見陳述、論
告、弁論)

平成21年10月29日午後3時00分 (判決宣告)

平成21年11月5日

松江地方裁判所刑事部

裁判所書記官 石田 圭

裁判所書記官 佐藤智彦

冒頭陳述要旨・検察官

冒頭陳述要旨・弁護人

冒頭陳述要旨

第1 事件の内容

これから、証拠に基づいて証明していく事実を述べていきます。

予定時間は、約 10 分です。

お手元にお配りした「検察官の冒頭陳述メモ」と書かれているメモ（本調書末尾添付）をご覧ください。このメモは、これから、モニターに映し出す画面と同じ内容のものです。

このメモの左下に太い枠で囲んだ部分に「被告人の供述調書」などと書かれていますが、これらは、各項目の灰色の大きな枠の中に書かれている事実を証明するための証拠を表しています。

これから、メモの左上から順に説明をしていきますが、まず、今回の事件の内容から述べます。

本件は、被告人が、借金の返済資金を手に入れるため、公務員住宅、これは、公務員が住んでいる団地のことですが、その団地に一人である主婦から現金を奪おうと計画し、被害者にナイフを突き出しながら玄関の中に押し入って現金を奪おうとしたが、奪うことをできず、その際、被害者に怪我をさせたという事件です。

今回の裁判では、先ほど被告人が「間違いない」と言っていたとおり、起訴された事実と争いはありませんので、被告人にどのような刑罰を科すべきかが問題となります。その前提として、事件全体の流れについて検察官が立証する事実を話していきます。

第2 事件までのいきさつ

まず、被告人が本件犯行を考えたいきさつですが、これは、被告人の供述などによって立証します。

1 先ほど、本件の動機について、「借金の返済資金を手に入れるため」と言いましたが、

（墨潰し）

2 そこで、被告人は、平成 20 年夏ころ、借金の返済資金を手に入れるため、日中、家に一人である主婦から金を奪うことを計画して、公務員住宅を訪問して犯行の機会をうかがうようになりました。

被告人が考えていた計画は次のとおりです。

まず、日中、一人で家にいる主婦に対し、夫の知り合いであるように装って玄関の中に入れてもらい、「あなたの夫に嫌がらせをされた。」などと因縁を付け

て慰謝料を支払うように要求し、拒否されたときには、今回の事件で使ったナイフで脅かして金を奪うというものです。

公務員住宅を狙ったのは、公務員なら不景気でもちゃんとボーナスをもらっているの、一般の家庭よりも金があると考えたからでした。

また、被告人は、金を奪った後の逃走時間を確保するため、女性の手首と足首を布製のガムテープで縛り、くちにガムテープを貼ることも計画していました。

このような計画の下、被告人が、昨年(平成20年)夏のころから松江市内の17か所の公務員住宅を回っていた状況については、警察官が聞き込みをして、一部裏付けが取れていますので、それらをまとめた報告書でも立証します。

そして、被告人は、17か所の公務員住宅を回った結果、今回の事件を起こしたB公務員住宅が、住宅密集地になく、宿舎への進入路が袋小路になっていて、公務員宿舎に関係のある人以外が入ってこない宿舎だと分かり、最も人目につきにくく、金を奪い取るのに適していると判断していました。

3 話を被告人の借金の状況に戻しますが、被告人は今年(平成21年)の4月ころ、滞納した電話料金等を支払うために闇金から約7万円を借りました。

そして、5月中旬ころ、その返済が遅れた時、サラ金の時と違って電話で厳しい取り立てを受けました。

そこで、被告人は、闇金から指定されたつぎの返済期限である5月21日午後1時30分までに、10万円の金を奪って、闇金への返済を終わらせようと考えていました。

4 被告人は、犯行当日である5月21日午前9時ころ、訪問客を装った際に怪しまれないようにブレザーを着た上で自宅を出て、車でB公務員住宅に行きました。

そこで、被告人は、紙袋に入れたナイフとガムテープを隠し持ちながら、訪問客を装っていろいろな部屋を訪問しましたが、躊躇してなかなか犯行を実行するには至りませんでした。

そして、被告人は、いったん、鳥根大学の側の公務員住宅に車で移動し、訪問客を装って部屋を訪問しましたが、躊躇して犯行を実行するには至りませんでした。

そこで、被告人は、再び今回の犯行場所となったB公務員住宅に戻り、主婦がいそうな部屋を回ったものの、犯行を実行に移せずにいました。

しかし、被告人は、このままでは、闇金の返済期限に間に合わないと考え、最後に残っていた被害者の家で金を奪い取ることを決意しました。

第3 犯行状況

1 被告人は、その日の午後1時25分ころ、訪問客を装って、被害者の部屋の呼び鈴を押しました。

そして、被告人は、玄関の中に入れてもらうために、玄関のドアを少し開けて対応に出た被害者に「娘が松江に来たときにご主人にお世話になりました。お礼の品を持ってきました。」などと嘘を言いました。

これに対して、被害者は、不審な訪問客だと思い、被告人を玄関の中に入れてませんでした。

被告人は、被害者が玄関の中に入れてくれなかったことに腹を立てるとともに、このままでは返済期限に間に合わなくなるので、ここでナイフを突きつけて金を奪おうと決意しました。

そこで、被告人は、玄関前で紙袋からあらかじめ用意していたナイフを右手で取り出し、玄関内に立っていた被害者の顔に向けて、そのナイフの刃先を突きつけました。

そして、被告人は、そのナイフの刃先を被害者の顔に向けた状態で、ナイフを突き出しながら、玄関の中に押し入りました。

これに対して、被害者は、顔に迫ったナイフで刺されないように、そのナイフの柄を持っている被告人の右手を両手でつかみました。

2 被告人は、玄関の中で被害者とナイフをつかみ合ったまま、更にナイフを突き出したため、玄関の上がりぐちで、被害者を尻もちをつく形で転倒させ、被告人自身も転倒しました。

被告人は、被害者の叫び声を聞いた他の住民が助けにくると考え、声が漏れないようにするため、ツツカケを履いたままの被害者を部屋の奥に引きずり込み、倒れていた被害者の腹部を両足で挟んで締める、いわゆる柔道の胴締めをしました。

さらに、被告人は、叫び声を上げた被害者のくちをふさぐため、部屋の中に

あった衣服を被害者の頭部に被せました。

こうして、ナイフを巡って被害者ともみ合っているうちに、被害者にナイフを取り上げられたため、被告人は、現金を奪うのをあきらめてその場から逃げました。

3 その後、被告人は、被害者の家から出て、被害者が住む公務員住宅の前に停めていた車で自宅に向けて逃走しましたが、その日のうちに、既に被告人の車を手配していたパトカーに呼び止められて逮捕されました。

4 なお、被害者は、被告人とナイフを取り合った際、約7日間の治療が必要な左手の親指と人差し指の間を切る怪我をして、8針を縫いました。

また、被告人も、その際、ナイフで左手の腱を4本切り、約1か月の治療が必要な怪我をしました。

これらの被害に遭ったときの状況、現場の状況、被害者の怪我の状況、犯行に使ったナイフについては、これから、被害者の供述調書や被害現場等を撮影した写真やナイフそのもの等によって証明します。

第4 その他

最後に、検察官は、被害者が、被告人に厳しい処罰を望んでいるという情状に関する事実についても明らかにします。

以上が検察官が立証しようとする全体像です。

最初に申し上げたとおり、今回の裁判では、被告人にどのような刑罰を科すのかということが問題となりますが、被告人の刑を決めるに当たって、皆さんにお渡ししたメモの右下に書いてある6点、すなわち、動機、計画性、犯行態様、被害結果と被害者の処罰感情、地域住民に与えた影響、同種犯罪を防ぐ必要性と更生の環境に関する事情が重要と考えていますので、これらに関する事項に注目していただきたいと思います。

冒頭陳述要旨

平成21年10月27日

松江地方裁判所刑事部合議係 御中

被告人 A

弁護士 安藤有理

上記被告人 A さんに対する住居侵入、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件について、弁護人が証拠により証明しようとする事実の要旨は、以下のとおりである。

第 1 罪体（犯罪事実について）

A さんが犯してしまった住居侵入、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反については、認めており、争う意思はない。

第 2 情状（刑を決める際に考慮する事情）

1 A さんの経歴

（墨潰し）

2 事件の背景

（墨潰し）

3 犯行後の事情

犯行後の事情

被害者への謝罪

事件による A さんの受傷

裁判までの身柄拘束

反省

社会復帰

論告要旨

第 1 事実関係

今回の事件に関する検察官の意見を述べます。

まず、事実関係について確認します。

今回の事件は、被告人が、金目当てで、被害者にナイフを突き出しながら家の中に押し入ったという典型的な押し込み強盗が、凶器のナイフで被害者に怪我をさせたというものです。

そして、被告人が起訴された、家に押し入ったという「住居侵入」、強盗犯人

が怪我をさせたという「強盗致傷」、危険なナイフを携帯したという「銃刀法違反」の各事実は、この法廷で取り調べられた証拠によって、有罪であることは明らかです。

第2 どのような刑罰を科すべきか

それでは、今回の事件で、被告人にどのような刑罰を科すべきでしょうか。

被告人が起訴されている犯罪のうち、中心となる犯罪は、強盗致傷ですが、まず、念頭においていただきたいのが、強盗致傷という罪が重い犯罪だということです。

物を持っている他人から、その人に気づかれずに物を取ると窃盗ですが、その刑罰は、1か月以上10年以下の懲役又は罰金と定められています。

そして、物を持っている人に暴力をふるったり、脅かしたりして抵抗できなくして物を奪うと強盗になります。

強盗の刑罰は、5年以上20年以下の懲役と定められていますが、犯罪の悪質さ・危険さから、窃盗に比べるとかなり重く処罰されることになります。

そして、強盗した人が、他人を怪我させた場合が、今回問題となっている強盗致傷で、その刑罰は、更に重く、無期懲役又は20年以下の懲役と定められています。

このような重い刑罰が定められているのは、強盗の機会に被害者を怪我させる場合が多いため、そのような危険な行為を行った犯人を厳しく処罰する必要がありますし、厳しく処罰することによって、こうした犯罪の発生を防ぐ必要性も高いからです。

しかも、被告人は、こうした重い犯罪を他人の家の中に侵入して、つまり、住居侵入という犯罪を犯しながら行ったことにも留意していただきたいと思います。

それでは、これから、この事件について、みなさんに考慮していただきたい事情を6点申し上げます。

1 動機

1点目は、このような犯行を犯した動機が自己中心的で同情の余地はないということです。

(1) 被告人は、借金の返済資金を手に入れるため、つまり金目当てで、今回の事

件を起こしていますが、このような自己中心的な動機に同情する余地がないことは明らかです。

- (2) 確かに、被告人は、闇金からの厳しい取り立てのため切羽詰っていたのでしょうし、そのような借金をするにも被告人なりの事情があったのでしょうか。

(墨潰し)

そのように、被告人は、自らの責任で遊興費も含めて借金をしたのですから、借金をした経緯に同情できません。

(墨潰し)

また、ヤミ金からの取り立てが厳しかったのであれば、警察や消費生活センターへ相談することも可能でしたし、例え、被告人がヤミ金からの厳しい取り立てを受けていたとしても、それを全く関係のない第三者にこのような形で転嫁することが許されるはずがありません。

いくら闇金からの取り立てが厳しかったとしても、今回の犯行が正当化されるはずはなく、その点を過大に評価すべきではありません。

- (3) 一方、被告人は、被害者の態度に腹を立てたこともナイフを出した原因だなどと言っていました。

しかし、不審な訪問者を玄関の中に入れないのは、当然の行動ですし、そのような被害者の態度に腹を立てたのは、被告人の身勝手な判断に過ぎませんから、被告人を家に入れなかった被害者に落ち度がないことも明らかです。

2 計画性

2点目は、日中、1人で家にいる主婦を狙ってナイフなどを準備して行った計画的犯行だということです。

- (1) 被告人は、金を要求する相手として、公務員住宅に住む主婦を狙うことにし、世帯主である夫の公務員がおらず、主婦が一人になる昼間に、ナイフで脅して金を奪う計画をたてました。

また、被告人は、逃走時間を稼ぐために、抵抗できなくなった女性の手首や足首をガムテープで縛り、くちを塞ごうとも計画していました。

このような被告人の計画は、自分よりも弱いと考えた主婦を狙った卑劣なものです。

- (2) そして、米子市内に住んでいた被告人は、知り合いのいない松江市内の公務

員住宅を狙うことにして、昨年（平成 20 年）の夏ころから、公務員住宅を回って、犯行の機会をうかがっていました。

その中で、被告人は、どの公務員住宅が住宅密集地にないかとか、どこに車を止めればいいのか、どの時間帯に人が少ないのかといったことも把握していき、今回の犯行現場となった公務員住宅が、袋小路になっていて人通りが少なく、最も金を奪うのに適している場所だと判断したわけです。

- (3) そして、被告人は、今回の犯行時に、計画していた通り、怪しまれないように訪問客を装ってブレザーを着て、ナイフとガムテープを隠し持って多数の家を訪問して実行の機会をうかがった末、被害者が 1 人で家にいる昼間に、被害者の家を訪れ、今回の犯行に及んだのです。

このように、本件犯行は、周到な準備の上での犯行であり、たまたま起こった事件ではありません。

また、裁判員の方からのご指摘もありましたが、去年の夏から、何度も犯行を思いとどまる機会があったにもかかわらず、このような犯行を実行に移した被告人の責任が重いことは明らかです。

3 犯行態様

3 点目は、今回の犯行態様が、非常に危険で悪質だということです。

- (1) 被告人は、玄関先に出た被害者に対して、いきなり紙袋からナイフを取り出して、被害者の顔の前にナイフを突き出し、家の中に押し入りました。

玄関先という狭い空間において、昨日（平成 21 年 10 月 27 日）、裁判員の皆さんに見ていただいた両方に鋭い刃のあるナイフの刃先を顔の前に突きつけ、突き出すという本件犯行態様が、非常に危険だということは分かっていただけだと思います。

そして、被告人は、今回の犯行の途中に、被害者とナイフを取り合いながら上がりがちまで押し込んで被害者を転倒させていますが、そのときに、被害者の身体にナイフが刺さる危険も大いにありました。

また、被告人は、被害者の家の中で、ナイフを取り合いながら、被害者の頭部に服を被せたり、部屋の奥へ引きずり込んで胴締めをしたりもみ合っていました。

被害者方の 4 畳半和室の写真は、被告人が、被害者にツッカケを脱ぐ暇を与

えず、被害者を部屋の奥に引きずり込み、血がふすまに付くような争いが4畳半間であったことを物語っていますが、廊下や4畳半間の入り口といった狭い場所でナイフを巡ってこのような争いをするのが危険なことは明らかです。

このように、被告人は、危険な犯行に及んだわけですから、被害者が7日間の怪我を負ったことは、被害者にとっては重大な被害ですが、結果的には不幸中の幸いであったともいえます。

一方、被告人は、今回、左腕の4本の腱を切断する怪我を負っていますが、この怪我は、被害者に生じてもおかしくはないものでしたし、そのときの状況によっては更に重大な事態になっていた可能性もありました。

- (2) そして、忘れてはならないのが、今回の事件が、最も安心して過ごすことのできる場所である家の中において行われたことです。

被告人は、訪問客を装って被害者に玄関ドアを開けさせた上、自宅の玄関先でいきなりナイフを突きつけ、屋内に押し入ってお金を奪おうとし、その凶器で怪我をさせることが、平穏な日常生活を脅かす悪質な行為であったことは明らかです。

4 被害結果、被害者の処罰感情

4点目は、被害者に与えた精神的苦痛が大きく、その処罰感情が激しいということです。

- (1) 今回の事件では、被告人は、お金を奪ってはいません。

しかし、これは、被告人が、被害者にナイフをつかまれたりしたからに過ぎません。

被告人自身の意思で自発的にお金を奪わなかったのではないのですから、お金を奪っていないことも過大に評価できません。

- (2) また、ナイフをつかんだ被害者に全く落ち度はありません。

そうであるにもかかわらず、自宅で見ず知らずの男から、いきなりナイフの先端を顔に突きつけられ、左手に今もその疵が残っている8針を縫う怪我をさせられました。

- (3) そして、先ほどの意見陳述を聞いていただいたとおり、被害者は、殺されるかもしれないという恐怖を味わったのです。

また、被害者は、被害に遭った後も、呼び鈴の音におびえる生活を送り、被

告人と同世代の男性を見る度に、また態度を急変されてナイフを示されるのではないかと不信感を抱いてしまうと、不安な生活を強いられています。

そして、被害者は、被告人に対して、「このような事件を起こしたのですから、服役という形で罰を受け、きちんと罪を償うべきだ。」などと述べて厳重な処罰を求めています。

被害者の処罰感情は、実際に本件の被害を体験した方の心情として、重い意味を持つものと考えますので、被告人の刑罰を決める際に、十分尊重されるべきものであると考えています。

5 地域住民に与えた影響

5点目は、被告人が訪れた家の方々や地域住民に与えた不安感も非常に大きいということです。

被告人は、これまでに述べたとおり、犯行の機会をうかがいながら、17か所の公務員住宅の多数の家を無差別に訪問していましたので、誰が被害者になってもおかしくない状態でした。

ですから、この犯行が行われたことによって、被告人が訪れた家の方々はもちろん、その他の地域住民にも多大な不安感を与えていることは明かです。

6 同種犯罪を防ぐ必要性、更生の環境

6点目は、同じような危険な犯罪を防ぐ必要性があることと、被告人の更生の環境が整っていないことです。

最近の経済・雇用状況は、非常に厳しくなっていますが、今回のような事件で執行猶予がつくのならということで、今回のような危険な犯罪を安易に犯さないとはかぎりません。

刑罰には、犯罪を犯した人を適切に罰することによって、他の人の犯罪を未然に防ぐという目的もあります。

ですから、同じような危険な犯罪を生じさせないためにも、被告人を厳重に処罰する必要があります。

また、被告人のことを監督してくれる家族や知人はこの法廷には出てきていませんし、社会に復帰後の職の確実なあてもなく、十分な更生の環境が整っているとは言えません。

このようなことは、被告人にとって同情すべき事情のようにも思えますが、犯罪

を犯した者の更生というものを冷静に考えた場合には、被告人に十分な更生環境が整っていないことは量刑判断に当たっては考慮しなければならないと考えています。

第3 求刑

- 1 そこで、求刑ですが、改めて今回の事件について、確認します。

確かに、被告人は、事実を認めて反省していますし、これまで真面目に生活してきて（墨漬し）。また、今回の犯行でお金を奪っていないこと、被告人なりに悩みながら犯行を実行に移したことなど、被告人のために考慮すべき事情もあります。

しかし、最も安心して過ごすことのできる場所である被害者の家にお金を奪うためにナイフを突きつけて押し入って、実際に怪我を負わせた犯行は非常に危険で悪質です。

しかも、被告人は、今回の犯行をたまたま起こしたわけではなく、これまで述べてきたように半年も前から計画した上、実行に移したのです。

また、被害者は、厳重な処罰を望んでいます。

さらに、被告人はもちろんのこと、他人による同じような犯行を防ぐ必要もありますし、被告人には、今後の生活を適切に監督してくれる人もおらず、更生の環境も整っていません。

こうした一連の事情を見ると、先ほど述べた被告人に有利な事情を最大限考慮しても、法律で定められた最低限の刑より低い刑を科すことは相当ではありません。

- 2 最後になりますが、裁判員のみなさん、想像してみてください。

女性の皆さんは、ご自身のこととして、男性の皆さんは、あなたの奥さん、娘さん、お母さんが、一人でご自宅にいらっしゃるときに、見ず知らずの強盗犯人がナイフとガムテープを隠し持って訪ねてきたという状況を。

そして、いきなり、そのナイフを突きつけられて家に侵入されて怪我をさせられる状況を想像してみてください。

こうした犯罪を犯した犯人について、皆さんは、捕まった後に犯罪事実を認めていて、今は反省しているからと言って執行猶予を付してよいのでしょうか。

これまで申し上げてきたような事件を起こした被告人には、執行猶予を付す

べきでないのはもちろん、事件の償いをさせる意味でも、同様の犯罪を防ぎ、あるいは、被告人自身が二度とこのような犯罪を行わないよう十分な反省を促す意味でも、相当期間刑務所に入ってその責任を全うさせるべきではないでしょうか。

そこで、検察官は、被告人に有利な事情を十分考慮しても、被告人に対する刑罰として、懲役6年及び本件レジャーナイフ1本の没収を求刑します。

以上

弁論要旨

平成21年10月28日

松江地方裁判所刑事部合議係 御中

被告人 A

弁護士 安藤有理

上記被告人に対する住居侵入、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件の弁論の要旨は以下のとおりである。

記

第1 結論

本件における問題は、『Aさんに対してどの程度の刑罰を科すべきか。』が問題となる。

弁護士としては、以下の理由に加えて、Aさんには刑務所ではなく社会内での更生を図ってもらうとともに被害者に対して早期の被害弁償を行うためにも、今回に限っては、刑の執行を猶予するのが相当と考える。

第2 理由

1 犯罪事実に関して

何ら落ち度のない被害者に対し、肉体的（加療7日間）精神的（本件事件と同様の恐怖を思い出す。）苦痛を負わせてしまった。

Aさんは被害者にナイフを示したに過ぎず、積極的に刺すなどの行為をしていない。一見、計画性のあるように見えるが、事件当日も何度も躊躇しており、明確なものではなかった。



犯行自体は当然に良くないものではあるが、Aさんにとって有利に考慮すべき事情はなく、重い刑罰を科さなければならないほど悪質な犯行とは言えない。

2 情状（刑の重さを決める事情について）

Aさんの経歴
（墨潰し）

事件の経緯・原因

犯行後の事情

- ・直接の原因はヤミ金への返済
- ・厳しい請求であり、この点について、Aさんは被害者。
- ・経緯についても、ヤミ金から借りるに至った原因も（墨潰し）消費者金融から借入れを行い、その状況下で公共料金の請求がいつ頃にきたことで、問題のある原因ではない。

- ・Aさんは事前に謝罪文を送り、当法廷でも謝罪の意思を明らかにしていること。
- ・一定の制裁は受けている。→4ヶ月以上もの長期間の身柄拘束を受け、また、本件事件に際して加療1月もの怪我を負っていること。
- ・弁護人としては、一連のAさんの言動から事件については、十分に反省していると思われること。



裁判員裁判に内在する諸問題

本件事件以外に A さんが	A さんの本件事件の動機	本事件によって、A さん
常習的に犯罪を犯すとい	について、同情すべき事	が一定の制裁を受け、十
う人物ではないことが分	情があると言える。	分に反省していることが
かる。		うかがえる。

以上

裁判長認印

平成 21 年(わ)第 69 号

第 2 回公判調書 (手続)

被告人氏名	A (出頭)
被告事件名	住居侵入、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反
公判をした年月日	平成 21 年 10 月 28 日
公判をした裁判所	松江地方裁判所刑事部
裁判長裁判官	吉井隆平
裁判官	秋元健一
裁判官	岩田絵理子
裁判員	1 ないし 6
補充裁判員	1 ないし 2
裁判所書記官	石田 圭
検察官	大橋広志、湯淺健太
出頭した弁護士	安藤有理
出席した被害者参加人	V
証拠調べ等	

証拠等関係カード記載のとおり

裁判所書記官の交替

裁判所書記官吉田智一は退任し、裁判所書記官石田圭入廷列席

被害者等の意見陳述

被害者 V

別紙「事件のことは」で始まる書面記載のとおり

検察官の意見

大橋検察官

別紙論告要旨記載のとおり

弁護人の意見

本日付弁論要旨記載のとおり

被告人の最終陳述

この度自己中心的で、身勝手な私の行動によりまして、本当に被害者の方、そしてご家族の皆さん、近隣のご住民の皆さんに対しまして、計り知れないほど甚大な心痛と不安感とご迷惑をお掛けしました。本当に心の底からお詫び申し上げますと思っています。今後どうなるか分かりませんが、自分がしてしまったこの事件について十分に罪を償いたいと考えております。本当にすみませんでした。

先に告知した次回期日（判決宣告）

平成 21 年 10 月 29 日午後 3 時 00 分

平成 21 年 11 月 5 日

松江地方裁判所刑事部

裁判所書記官 吉田智一

裁判所書記官 石田 圭

被害者等の意見陳述

事件のことは普段考えないようにしていますが、やはり忘れることはできません。結果的には私は数針縫う怪我で済みましたが、残った傷跡を見る度、事件のことを思い出します。

あれから数か月が経ちましたが、この意見陳述のためにあの時の恐怖を思い起こそうとすると、心臓がドキドキして苦しくなります。それでもこの場に立とうと思ったのは、どうして私がこのような被害に遭わなければならなかったのか、裁判の中で腑に落ちない点があればきちんと質問しておきたかったということと、被告の陳述だけではなく、被害者である私の言葉も聞いたうえで、公正

な判決を下していただきたいと思ったからです。

私の被告に対する気持ちは複雑です。被告の家庭状況を聞くと、とてもやるせない気持ちになります。しかしながら、何の落ち度もない人間に突然ナイフを突きつけて家に侵入してくるという行為は、とても卑劣で許せるものではありません。私はあの時本当に殺されるかもしれないと思いました。しかもその理由はわからず、頭の中はとても混乱していました。あの時の恐怖はやはり言葉では到底言い表すことはできません。

必死で抵抗し、声を上げて助けを求めましたが、私の声を聞きつけて誰かが外から声をかけてくれるまでは、私はこのまま人知れず刺されて死んでしまうのかも知れないと、悲観的な思いもよぎりました。そして、このまま殺されるのならこの男を刺してしまえと思い、お互いに握ったナイフの先を被告めがけて振り下ろしたのですが、後になって考えると、正当防衛とはいえ、自分が人にナイフを振り下ろしたという行為と、その時の自分の気持ちがとても恐ろしく思え、持つ必要のない罪悪感にさいなまれました。

事件後しばらくは、玄関の呼び鈴が鳴ると緊張して鼓動が激しくなったり、被告と似たような男性を見ると身構えてしまったりしました。今でも昼間一人の時に呼び鈴が鳴ると、嫌な思いがよみがえってきますし、特に年配の男性に対して、今まで持たなかったような不信感を抱いてしまいます。

今回私の怪我が軽くて済んだのは、本当に不幸中の幸いだったと思います。一步間違えればもっと大怪我を負っていたかもしれないし、命を落とすことだってあり得たと思います。それほど事件を起こしたのですから、やはり服役という形で罰を受け、きちんと罪を償うべきだと思います。ただ、金策尽きた末にこのような事件を起こしてしまった被告に、弁償金を請求する気持ちにはなれません。

最終的にどのような判決が下ったにせよ、被告には、身勝手な事情で二度と他人に傷つけることのないように、自分の犯した罪を深く反省して、これからの人生を真っ当に歩んでいただきたい、そして最終的には幸せになってほしい。

平成 21 年 (わ) 第 69 号

第 3 回公判調書 (手続)

被告人氏名	A (出頭)
被告事件名	住居侵入、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反
公判をした年月日	平成 21 年 10 月 29 日
公判をした裁判所	松江地方裁判所刑事部
裁判長裁判官	吉井隆平
裁判官	秋元健一
裁判官	岩田絵理子
裁判員	1 ないし 6
裁判所書記官	石田 圭
検察官	大橋広志、湯浅健太
出頭した弁護人	安藤有理
出席した被害者参加人	V
裁判長	
判決宣告	

平成 21 年 11 月 2 日

松江地方裁判所刑事部

裁判所書記官 石田 圭

・被告人供述調書 (この調書は、第 2 回公判調書と一体となるものである。)

【裁判員及び裁判官と被告人との質問応答】

裁判員 6

先ほど、再就職の当てがあるとされていましたが、こういった業種とか、職種を考えておられるのか。

被告人

職種はちょっとまだ詳しくは聞いておりませんが、一応私ができるよう

な仕事があるらしいということは聞いたんで。それで、私、直接その方とはお会いしていませんもんで、第三者の方にお願ひして、そこからつてでお願いしようという考えを持てますけれど。

裁判長

今の関連で聞いておきますけれども、直接は聞いていないということですよ。

被告人

はい。

裁判長

だれかを介してそういう話があるというのを聞いているということですか。

被告人

ええ、そうです。

裁判長

そのだれかというのと会ったのは、面会か何かで会ったということですか。

被告人

そうです。

裁判長

その面会で会われた方が、あなたに仕事があるかもしれないと。

被告人

うん。だから、私が出たら何かしてもらえんかということをお願いしたらですね、どっちにせよ、今はこういう状況ですから、これから先何年こういう自由な身になるかわかりませんので、それだから出たときに改めて相談しようというふうになってます。先方もわかりませんし。

裁判長

そういうわけなので、具体的にどういう仕事というのが今の段階で言えるわけではないと、こういうことですか。

被告人

はい、そうです。そのとおりです。

裁判員 5

昨日来お聞きしましたとき、責任がある仕事をずっとされてきているというのはひしひしとを感じるんですけども、昨年から公務員住宅を回ってチャンスをう

かがっていたというのがちょっとありまして、その間にですね、自分と葛藤というんですかね、もう少し逆の方向へ普通思うかと思うんですけれども、弱いところからとるというところに行き着くという心理というんですかね、ように感じるんですけど、その辺りはどうなんですかね。

被告人

弱いところに行き着くと言いますと。

裁判員5

一番簡単な方法にですね、例えば置き引きをしますとかいう状況のところにくんじゃなくて、責任のある仕事としての立場からすれば、もっと借入れしてあるほうに対して動きを変えるということもあり得ると思うんですよね。それを、もう既にそこは置いといて、次に、そっちのほうにとりに行くというのがちょっと。

被告人

置いといたわけじゃないんですけれども。置いとったわけじゃないですけど、最終的にどうしても行かざるを得なんだというのが事実なんです。

裁判長

今の話に関連してなんですけど、要は、もう大分長い間、下見であるとか公務員官舎を回るとか、そういった行動をあなたはされていたわけだけども、今の裁判員の質問というのは、その過程で思い返すようなこともチャンスはあったんじゃないかということをお聞きになっているんだけれども。

被告人

それは、考えたことはなかったです。それは、もうそういうことをやっちゃいかんというのはありましたんで。ですから、そういうところを歩いっとてもなかなか犯行に至らなかったというのは、そういう葛藤がものすごく体の中にもありましたんでできなんだわけなんで。今、そのほかのことないかいうていろいろ検討はするんですが、なかなか思い当たるいいことがなかったというのがしんじつなんでございますが。

裁判長

そうすると、葛藤があったけれども、結局、今回の事件まで最終的にそういうことを断念するということには至らなかった理由というのは何なんですか。

被告人

断念しようと思っただけなんですけれど、なかなかそのかわるものが見当たらなかったといいますか。

裁判長

金策がそれ以上思いつかなかったということですか。

被告人

ですね、最終的にですね。それで、いろいろ手はまわしてみたんですけど、なかなかそういうことにならなかった。そして月日ばかり次々たっていったということですね。

裁判員 1

(墨潰し)

裁判官 (岩田)

まず最初が補充裁判員からの質問になるんですけども、消費者金融に借金などがあるということなんですけれども、それについて、いわゆる過払い金などというのを発生しているかどうかということについては御存じですか。

被告人

最近になって、それはわかりましたですね。そういうやり方があるというのはですね。

裁判官 (岩田)

過払い金を回収するなりして被害弁償にあてたりとか、そういうことは考えていらっしゃるということですか。

被告人

それは考えんことはないですけど、先ほど言いましたように、今この状態ではそれができないらしいですね。いろいろ書類を取り寄せたり何やかやするためにですね、体が自由にならないとそれができないことなんで。相談はしたんですけど。

裁判官 (岩田)

今、考えていらっしゃるけれども、具体的に今行動ができないからされていないということですか。

被告人

ええ、そうです。お願いはしたんですけど。今はそういう状態ではできませんということですね。

裁判官（岩田）

その被害弁償の当ての一つとして、そういうものも考えていらっしゃるとうことですか。

被告人

ええ、それはあります。

（墨潰し）

裁判官（秋元）

先ほど、被害者に対して金銭的な補償をしたい、賠償をしたいというお話をされましたね。

被告人

はい。

裁判官（秋元）

その賠償のめどというのは、どんな感じに考えておられますか。

被告人

先ほど話がありましたように、今、消費者金融から借りておりまして、その過払い金があるかどうか計算してみなわからんのですけれども、それはしていただかな分らんわけですけど、それがあればそれでできるかもしれないし。それから、もう一つは、先ほど言いましたように、ここを出た最後はですね、再就職という話も今来ておりますので、そこの給料の中からでもお返し、賠償金をお支払できるというふうには考えておりますけれど。

裁判官（秋元）

そういうことを考えておられた上で、賠償したいというふうに先ほどおっしゃられたわけですか。

被告人

そうです。

裁判官（秋元）

それから、先ほどこの点も、ヤミ金に対して返済のめどがあるというふう

おっしゃられていましたね。

被告人

はい。

裁判官（秋元）

タイミングの問題みたいなことですかね。

被告人

そうです。

裁判官（秋元）

その具体的めどというのは、どんな感じだったんですか。

被告人

犯行が21日ですから、28日にはアルバイトのお金が入るようになってましたんで。ですから、その1週間延びれば済んだ話なんですけれど。

裁判官（秋元）

それは待ってもらえなかったから今回の事件につながったということになるわけですか。

被告人

ま、そういうことですな。

（墨潰し）

裁判長

さっきから何度も出ている借金の話なんですけども、あなた自身としては、今幾らぐらい借金が残っているというふうな感じなんですかね。

被告人

230万円ぐらいです。

裁判長

そのうちサラ金は幾らで、幾らぐらいがヤミ金とかいう内訳はわかりますか。

被告人

ヤミ金が7万円ぐらいだったと思いますけれども、これまた、全然話が、計算できない利息なんでわかりませんですけど。

裁判長

そうすると、まとめますと、230万円ぐらい借金があるうちの7万円ぐらいが

ヤミ金で、それ以外がサラ金というふうに理解してよろしいですか。

被告人

ですから、サラ金がですね、230万弱だったと思います。それにプラス7万円ぐらいだろうと思います。

裁判長

それから、昨日、住所はどこですかという質問をしましたですね。

被告人

はい。

(墨潰し)

裁判長

それで、先ほどから被害弁償は何とかしたいと、こういう話で、そういうお気持ちがあるというのはわかったんですけども、仕事の当てとかにについても具体的にこういう仕事だというわけではないと。また、被害弁償の金策についても、過払い金が幾らになるかというのは計算してみないとわからないし、それ以外に具体的に幾ら収入が入るということは、今はあなたはおっしゃれない状態ですね。

被告人

そうです。

裁判長

そういう状態で被害弁償をやりますというふうに、あなたのお気持ちとしてはそういう気持ちかもしれないけれども、ちょっとやや抽象的な感じがするんですね。

被告人

はい。

裁判長

そういう話を聞いた被害者の方の気持ちというのは、どう思われますか。

被告人

確かに、それは申しわけない気持ちなんです。ですから、本当はね、今おっしゃるように具体的に、こうこうできちんと話ができればいいんですが、今置かれている状況といいますんが、なかなか、今こうしよう、ああしようという

裁判員裁判に内在する諸問題

のは、自分が動かないとできませんもんで、今動けない状態なんで、申しわけないんですけどそういう抽象的なことしか言えませんがということです。

以上

Ⅱ．裁判員裁判の実施状況⁴¹⁾

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成２６年１２月末・速報）

目 次

表１	罪名別の新受人員の推移	１
表２	庁別の新受人員、終局人員及び未済人員の推移	２
表３	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	４
表４	裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び 選任された裁判員・補充裁判員の数の推移	５
表５	平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）	６
表６	公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで） 別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	６
表７	平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）	７
表８	平均取調べ証人数の推移（自白否認別）	８
表９	平均評議時間の推移（自白否認別）	９

表 1 罪名別の新受人員の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	9,093	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393
強盗致傷	2,166	295	468	411	329	342	321
殺人	1,909	270	350	371	313	303	302
現住建造物等放火	849	98	179	167	128	141	136
傷害致死	793	70	141	169	146	136	131
覚せい剤取締法違反	755	90	153	173	105	105	129
(準)強姦致死傷	672	88	111	137	124	121	91
(準)強制わいせつ致死傷	641	58	105	105	109	133	131
強盗強姦	395	61	99	83	59	57	36
強盗致死(強盗殺人)	232	51	43	37	37	37	27
偽造通貨行使	174	34	60	30	34	12	4
危険運転致死	121	13	17	20	27	21	23
通貨偽造	92	14	18	20	19	17	4
集団(準)強姦致死傷	64	13	2	17	6	9	17
逮捕監禁致死	51	4	18	21	1	4	3
銃砲刀剣類所持等取締法違反	45	13	5	3	4	10	10
保護責任者遺棄致死	44	7	9	12	4	5	7
組織的犯罪処罰法違反	28	6	5	-	-	3	14
爆発物取締罰則違反	13	6	-	-	5	2	-
麻薬特例法違反	13	1	5	3	2	1	1
麻薬及び向精神薬取締法違反	9	1	3	1	2	2	-
身代金拐取	6	-	3	-	1	1	1
その他	21	3	3	5	2	3	5

(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1 通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

7 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

8 速報値である。

表2 庁別の新受人員、終局人員及び未済人員の推移

	累 計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
総数	8,319	7,407	912	1,142	148	994	1,591	1,530	1,055	1,624	1,568	1,111	1,345	1,526	930	1,331	1,415	846	1,286	1,220	912
東京地裁本庁	744	663	81	98	9	89	149	138	100	138	136	102	120	132	90	119	137	72	120	111	81
東京地裁立川支部	240	219	21	43	4	39	51	54	36	46	40	42	31	48	25	39	38	26	30	35	21
横浜地裁本庁	386	345	41	41	3	38	82	65	55	88	84	59	59	81	37	62	61	38	54	51	41
横浜地裁小田原支部	72	66	6	9	2	7	9	12	4	20	12	6	14	4	4	14	8	10	14	18	6
さいたま地裁本庁	417	366	51	59	7	52	74	68	58	67	77	48	91	79	60	55	77	38	71	58	51
千葉地裁本庁	879	774	105	115	14	101	175	143	133	194	202	125	118	166	77	128	128	77	149	121	105
水戸地裁本庁	169	154	15	22	1	21	38	48	11	29	25	15	28	29	14	27	27	14	25	24	15
宇都宮地裁本庁	146	132	14	16	1	15	26	26	15	26	26	15	23	26	12	36	30	18	19	23	14
前橋地裁本庁	122	112	10	21	1	20	22	33	9	24	20	13	31	29	15	9	17	7	15	12	10
静岡地裁本庁	47	43	4	4	-	4	8	9	3	12	8	7	10	10	7	5	7	5	8	9	4
静岡地裁沼津支部	75	59	16	11	2	9	13	14	8	16	13	11	11	16	6	8	7	7	16	7	16
静岡地裁浜松支部	50	43	7	5	1	4	8	6	6	8	7	7	9	11	5	10	7	8	10	11	7
甲府地裁本庁	65	60	5	8	2	6	10	9	7	15	12	10	12	16	6	9	12	3	11	9	5
長野地裁本庁	55	48	7	11	1	10	12	14	8	10	11	7	8	12	3	4	4	3	10	6	7
長野地裁松本支部	42	40	2	7	1	6	9	7	8	7	11	4	6	6	4	7	8	3	6	7	2
新潟地裁本庁	74	68	6	7	-	7	17	17	7	20	14	13	10	16	7	8	12	3	12	9	6
大阪地裁本庁	709	628	81	108	12	96	119	126	89	130	113	106	123	123	106	122	134	94	107	120	81
大阪地裁堺支部	202	186	16	29	1	28	43	38	33	42	41	34	31	41	24	35	37	22	22	28	16
京都地裁本庁	177	156	21	20	3	17	35	22	30	28	35	23	40	29	34	27	36	25	27	31	21
神戸地裁本庁	240	215	25	31	4	27	52	48	31	36	43	24	44	38	30	47	43	34	30	39	25
神戸地裁姫路支部	66	58	8	20	1	19	12	19	12	9	14	7	7	7	9	5	10	6	8	9	8
奈良地裁本庁	68	58	10	9	4	5	11	7	9	13	11	11	17	18	10	6	8	8	12	10	10
大津地裁本庁	82	77	5	18	6	12	10	12	10	17	18	9	16	14	11	15	17	9	6	10	5
和歌山地裁本庁	67	55	12	10	2	8	19	18	9	11	11	9	7	7	9	12	11	10	8	6	12
名古屋地裁本庁	370	320	50	63	4	59	67	74	52	88	77	63	53	73	43	38	43	38	61	49	50
名古屋地裁岡崎支部	126	104	22	13	1	12	21	18	15	25	21	19	25	25	19	16	28	7	26	11	22
津地裁本庁	93	85	8	7	1	6	16	12	10	25	15	20	19	24	15	14	20	9	12	13	8
岐阜地裁本庁	118	108	10	17	4	13	25	21	17	18	23	12	15	19	8	30	19	19	13	22	10
福井地裁本庁	39	35	4	3	1	2	7	4	5	12	7	10	4	10	4	4	7	1	9	6	4
金沢地裁本庁	44	43	1	7	-	7	10	8	9	10	11	8	7	11	4	7	8	3	3	5	1
富山地裁本庁	32	31	1	1	1	-	10	7	3	8	4	7	5	9	3	7	5	5	1	5	1

裁判員裁判に内在する諸問題

	累 計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
広島地裁本庁	182	165	17	23	4	19	36	24	31	33	34	30	29	36	23	39	31	31	22	36	17
山口地裁本庁	51	45	6	7	2	5	8	11	2	11	5	8	15	15	8	5	8	5	5	4	6
岡山地裁本庁	129	110	19	13	3	10	27	16	21	27	29	19	11	21	9	26	21	14	25	20	19
鳥取地裁本庁	20	17	3	5	2	3	2	3	2	4	3	3	-	2	1	4	1	4	5	6	3
松江地裁本庁	21	19	2	3	1	2	1	2	1	4	3	2	4	4	2	5	4	3	4	5	2
福岡地裁本庁	298	252	46	43	5	38	61	64	35	56	56	35	35	46	24	38	43	19	65	38	46
福岡地裁小倉支部	115	91	24	10	-	10	17	22	5	14	14	5	18	11	12	22	21	13	34	23	24
佐賀地裁本庁	53	46	7	7	1	6	5	9	2	8	6	4	11	10	5	13	14	4	9	6	7
長崎地裁本庁	50	47	3	14	2	12	6	15	3	8	5	6	8	11	3	7	7	3	7	7	3
大分地裁本庁	68	65	3	6	1	5	13	11	7	16	17	6	15	12	9	11	17	3	7	7	3
熊本地裁本庁	85	80	5	13	4	9	13	17	5	20	11	14	12	18	8	19	19	8	8	11	5
鹿児島地裁本庁	113	97	16	19	3	16	17	20	13	29	26	16	6	20	2	22	12	12	20	16	16
宮崎地裁本庁	56	44	12	6	2	4	9	9	4	11	8	7	14	12	9	2	9	2	14	4	12
那覇地裁本庁	96	85	11	15	1	14	18	24	8	16	19	5	11	13	3	16	12	7	20	16	11
仙台地裁本庁	109	104	5	18	6	12	28	29	11	26	17	20	13	21	12	16	21	7	8	10	5
福島地裁本庁	38	37	1	2	1	1	7	4	4	16	16	4	2	4	2	4	3	3	7	9	1
福島地裁郡山支部	75	74	1	14	2	12	24	21	15	11	22	4	10	7	7	9	11	5	7	11	1
山形地裁本庁	52	49	3	5	1	4	10	8	6	9	11	4	15	5	14	10	17	7	3	7	3
盛岡地裁本庁	32	30	2	2	-	2	6	4	4	7	6	5	5	6	4	10	9	5	2	5	2
秋田地裁本庁	33	29	4	3	1	2	5	3	4	4	4	4	8	7	5	7	7	5	6	7	4
青森地裁本庁	77	75	2	7	2	5	23	17	11	11	15	7	23	13	17	9	19	7	4	9	2
札幌地裁本庁	186	167	19	30	4	26	39	35	30	30	37	23	25	34	14	39	28	25	23	29	19
函館地裁本庁	32	28	4	2	-	2	6	5	3	7	7	3	6	6	3	7	8	2	4	2	4
旭川地裁本庁	30	29	1	5	-	5	6	6	5	4	8	1	7	4	4	4	7	1	4	4	1
網走地裁本庁	44	44	-	2	-	2	6	3	5	12	11	6	12	10	8	11	15	4	1	5	-
高松地裁本庁	84	75	9	7	1	6	19	18	7	16	13	10	13	16	7	10	13	4	19	14	9
徳島地裁本庁	43	39	4	7	2	5	5	7	3	7	8	2	7	7	2	10	8	4	7	7	4
高知地裁本庁	40	35	5	13	1	12	3	14	1	6	5	2	3	4	1	8	5	4	7	6	5
松山地裁本庁	91	78	13	8	2	6	11	12	5	9	10	4	21	10	15	18	23	10	24	21	13

(注) 1 刑事局の調査による実人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、起訴日をもって新受欄の当該箇所計上した。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 概数である。

表3 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員

	終局人員	区 分																				控訴人員	控訴率 （％）	
		局 区 分																						
		有罪人員	死刑	無期懲役	有 罪											有期禁錮	執行猶予	罰金	刑の免除	無罪	家裁へ移送			その他
					役 務																			
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下												
実刑	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予	執行猶予					
総数	7,407	7,217	22	146	71	102	330	783	1,479	1,431	1,229	447	1,171	638	1	1	4	1	40	5	145	2,580	35.6	
強盗致死	1,654	1,608	-	-	1	4	21	101	366	458	406	69	182	123	-	-	-	-	3	3	40	572	35.5	
殺人	1,623	1,589	8	46	30	37	185	268	204	218	177	95	321	139	-	-	-	-	7	1	26	545	34.1	
傷害致死	720	707	-	-	-	4	1	63	180	174	144	56	85	17	-	-	-	-	7	1	5	272	38.1	
現住建造物等放火	681	668	-	1	1	2	8	21	32	85	175	77	266	179	-	-	-	-	2	-	11	125	18.7	
管せし刑罰法違反	654	624	-	-	-	-	21	96	338	140	18	8	3	2	-	-	-	-	18	-	12	321	50.0	
(準)強盗致死傷	477	455	-	-	11	14	23	69	108	125	75	14	16	11	-	-	-	-	-	22	190	41.8		
(準)強制わいせつ致死傷	422	417	-	-	-	-	3	9	21	50	102	69	163	117	-	-	-	-	-	-	5	87	20.9	
強盗強姦	207	194	-	6	16	21	27	58	50	12	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	13	84	43.3	
強盗致死(強盗殺人)	203	199	14	90	11	16	22	31	12	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	130	65.0	
麻薬特例法違反	196	196	-	-	-	-	3	22	59	80	31	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81	41.3	
偽造通貨行使	118	118	-	-	-	-	-	-	1	1	28	17	71	25	-	-	-	-	-	-	-	15	12.7	
危険運転致死	106	106	-	-	-	1	1	11	44	25	13	10	1	1	-	-	-	-	-	-	-	39	36.8	
逮捕監禁致死	49	49	-	-	-	-	-	4	10	8	12	4	11	2	-	-	-	-	-	-	-	17	34.7	
集団(準)強盗致死傷	44	43	-	1	-	2	6	6	16	7	1	1	3	3	-	-	-	-	-	-	1	19	44.2	
保護責任者遺棄致死	40	39	-	-	-	-	-	1	5	10	11	4	8	4	-	-	-	-	1	-	-	13	32.5	
傷害	31	31	-	-	-	-	-	-	1	-	9	7	14	7	-	-	-	-	-	-	-	8	25.8	
銃刀法違反	31	28	-	-	-	-	-	7	4	12	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	12	42.9	
通貨偽造	24	22	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	13	3	-	-	-	-	-	-	2	2	9.1	
強盗	24	24	-	-	-	-	2	2	5	7	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	33.3	
(準)強姦	20	20	-	-	-	-	1	2	11	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	25.0	
組織的犯罪処罰法違反	15	14	-	2	-	-	5	2	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	10	66.7	
爆発物取締罰則違反	10	9	-	-	1	1	1	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	66.7	
麻薬取締法違反	10	10	-	-	-	-	-	4	3	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	50.0	
窃盗	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	4	2	-	-	-	-	-	-	-	1	16.7	
自殺関与及び同意殺人	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	20.0	
海賊行為処罰法違反	5	4	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	100.0		
拐取者身の代金取得等	4	4	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建造物等以外放火	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	1	33.3	
激発物破裂	3	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	33.3	
暴行	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建造物等延焼	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0	
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	100.0	
身の代金拐取	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
道路交通法違反	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	50.0	
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
死体損壊等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業務上過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	
自動車運転過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
常習累犯強盗	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
恐喝	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
関税法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	
出入国管理及び難民認定法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送（少年法55条による家裁移送を除く。）等である。

3 未達処罰規定のある罪名については、未達のものを含む。

4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの）を、それぞれ計上した。

5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰金の変更の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。

6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

7 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。

8 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

9 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。

10 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。

11 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

12 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

13 速報値である。

裁判員裁判に内在する諸問題

表4 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
イ	裁判員候補者名簿記載者数	1,737,106	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	38.3	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0
ハ	選定された裁判員候補者数	665,559 [91.6]	13,423 [94.5]	126,465 [84.0]	131,880 [86.5]	135,535 [90.4]	135,207 [97.5]	123,049 [102.4]
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	188,710	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755
ホ	期日の通知・質問票を交付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	476,849 [65.7]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	86,294 [71.8]
ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	201,333	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「ヘ」)	275,516	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,943
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	210,873 [29.0]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,526 [27.7]	38,527 [27.8]	32,833 [27.3]
リ	出席率(%)	(「チ」/「ハ」)	31.7	40.3	38.3	33.5	30.6	28.5
		(「チ」/「ト」)	76.5	83.9	80.6	78.3	76.0	71.5
ス	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	55,793	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321
ル	(a)	辞退が認められた裁判員候補者の総数	400,349	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615
	(b)	辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	60.2	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの	181,692 [25.0]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,768 [23.8]	32,586 [23.5]	27,703 [23.0]
ワ	選任された裁判員の数	41,834	838	8,673	8,815	8,633	7,937	6,938
カ	選任された補充裁判員の数	14,262	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333

- (注) 1 「イ」は刑事局の集計結果。「ワ」及び「カ」は刑事局への個別報告に基づく実人員であり、概数である。
2 「ハ」ないし「ヲ」は刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。
3 「ニ」及び「ヘ」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。
5 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
6 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
7 [] は、判決人員(累計7,262人、平成21年1,42人、平成22年1,506人、平成23年1,525人、平成24年1,500人、平成25年1,387人、平成26年1,202人)1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

表5 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	判決人員	7,262	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202
	平均審理期間（月）	8.7	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7
	公判前整理手続期間の平均(月)	6.4	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.8
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.3	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9
自白	判決人員	4,144	114	970	885	806	725	644
	平均審理期間（月）	7.2	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0
	公判前整理手続期間の平均(月)	5.0	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.2	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6
否認	判決人員	3,118	28	536	640	694	662	558
	平均審理期間(月)	10.8	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6
	公判前整理手続期間の平均(月)	8.2	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.6	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
2 判決人員は実人員である。
3 「公判前整理手続期間の平均（月）」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
4 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
5 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
6 速報値である。

表6 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）

	判決人員	公 判 前 整 理 手 続 期 間																平均公判前整理 手続期間
		15 日 以 内	1 月 以 内	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	9 月 以 内	1 年 以 内	1 年 3 月 以 内	1 年 6 月 以 内	1 年 9 月 以 内	2 年 以 内	2 年 3 月 以 内	2 年 6 月 以 内	2 年 9 月 以 内	3 年 以 内	3 年 を 超 え る	
総数	7,197	-	7	221	741	3,296	1,647	719	328	125	49	29	17	8	3	2	5	6.4 月
自白	4,101	-	6	192	654	2,292	704	164	62	18	3	4	1	1	-	-	-	5.0 月
否認	3,096	-	1	29	87	1,004	943	555	266	107	46	25	16	7	3	2	5	8.2 月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等があるため、判決人員は他の表と異なる。
3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
5 速報値である。

裁判員裁判に内在する諸問題

表 7 平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	判決人員	7,262	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202
	平均実審理期間(日)	6.8	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.2
	平均開廷回数(回)	4.3	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.5
自白	判決人員	4,144	114	970	885	806	725	644
	平均実審理期間(日)	4.9	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	5.9
	平均開廷回数(回)	3.6	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8
否認	判決人員	3,118	28	536	640	694	662	558
	平均実審理期間(日)	9.3	4.7	6.6	8.5	10.1	10.5	10.8
	平均開廷回数(回)	5.1	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による。
2 判決人員は実人員である。
3 実審理期間は、次の方法により算出した。なお、最長のものは95日であり、最短のものは2日である。
(1) 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。
(2) 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
(3) 東日本大震災の影響等で公判期日が延期され、全ての裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
(4) (1)～(3)以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。
4 開廷回数には、3(2)の場合の、裁判官のみで行われた公判の回数を含む。
5 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
7 速報値である。

表8 平均取調べ証人数の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	判決件数	6,843	138	1,423	1,442	1,415	1,294	1,131
	取調べ証人実人数	2.6	1.6	2.1	2.3	3.0	2.9	2.9
	検察官請求証人数	1.6	0.7	1.1	1.3	2.0	2.0	2.0
	弁護人側請求証人数	1.3	1.1	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3
自白	判決件数	3,850	110	905	818	753	662	602
	取調べ証人実人数	1.7	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9
	検察官請求証人数	0.6	0.5	0.4	0.4	0.8	0.8	1.0
	弁護人側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
否認	判決件数	2,993	28	518	624	662	632	529
	取調べ証人実人数	3.8	2.4	3.3	3.4	4.3	4.1	4.1
	検察官請求証人数	2.9	1.2	2.3	2.5	3.4	3.1	3.2
	弁護人側請求証人数	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.3

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。
2 証人の数は、刑事局への個別報告による人員であり、相被告人のみの関係で取り調べた証人を含む。
3 双方請求の場合には、「検察官請求証人数」及び「弁護人側請求証人数」に重複して計上した。
4 「取調べ証人実人数」には、職権で取り調べた証人を含む。
5 判決件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
7 概数である。

表9 平均評議時間の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数	判決人員	7,262	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202
	平均評議時間(分)	590.9	397.0	504.4	564.1	619.8	630.1	674.9
自白	判決人員	4,144	114	970	885	806	725	644
	平均評議時間(分)	475.4	377.3	438.7	468.4	475.2	498.1	532.2
否認	判決人員	3,118	28	536	640	694	662	558
	平均評議時間(分)	744.4	477.3	623.4	696.3	787.7	774.6	839.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 速報値である。

註

- 1) 拙稿「裁判員裁判制度に内在する諸問題(1)―東京地裁平成25年5月21日第1刑事部判決を素材に―」、武蔵野法学1号(2015年)2頁以下参照。
- 2) 拙稿「裁判員裁判に内在する諸問題―島根県裁判員裁判第1号事件を素材として―」、島大法学53巻4号(2010年)1頁以下及び前掲註1) 拙稿「裁判員裁判制度に内在する諸問題(1)―東京地裁平成25年5月21日第1刑事部判決を素材に―」、武蔵野法学1号4頁以下参照。
- 3) 司法制度改革推進本部に設置された顧問会議は、平成14年1月18日第1回会議を開催し平成16年11月12日開催第18回会議で任を終えた(<http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/komon/kaisai.html>)。顧問会議について、前掲註2) 拙稿「裁判員裁判に内在する諸問題―島根県裁判員裁判第1号事件を素材として―」、島大法学53巻4号34頁註(16)参照。
- 4) 労働検討会の構成メンバーは、(座長)菅野和夫・東京大学教授、石寄信憲・弁護士、鶴飼良昭・弁護士、岡崎淳一・厚生労働省労政担当参事官、春日俤知郎・筑波大学教授、後藤博・法務省民事局商事課長、高木剛・日本労働組合総連合会副会長、村中孝史・京都大学教授、矢野弘典・日本経済団体連合会専務理事、山川隆一・筑波大学教授、山口幸雄・東京地方裁判所判事の11氏である(<http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/komon/kondankai/0619siryou2.pdf>)。
- 5) 司法アクセス検討会の構成メンバーは、(座長)高橋宏志・東京大学教授、亀井時子・弁護士、竹内佐和子・東洋大学経済学部教授、西川元啓・新日本製鐵(株)常務取締役、長谷川逸子・建築家、長谷部由起子・学習院大学教授、原田晃治・法務省大臣官房審議官、飛田恵理子・東京都地域婦人団体連盟専門委員、藤原まり子・(株)博報堂生活総合研究所客員研究員、三輪和雄・東京地方裁判所判事、山本克己・京都大学教授の11氏である(<http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/komon/kondankai/0619siryou2.pdf>)。
- 6) ADR検討会の構成メンバーは、(座長)青山善充・成蹊大学教授、安藤敬一・(株)松崎代表取締役副社長、高木佳子・弁護士、龍井葉二・日本労働組合総連合会総合労働局長、原 早苗・埼玉大学非常勤講師、平山善吉・日本大学教授、廣田尚久・大東文化大学環境創造学部学部長・弁護士、三木浩一・慶應義塾大学教授、山本和彦・一橋大学教授、横尾賢一郎・日本経済団体連合会経済本部経済法制グループ長、綿引万里子・東京地方裁判所判事の11氏である(<http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/komon/kondankai/0619siryou2.pdf>)。

- 7) 仲裁検討会の構成メンバーは、(座長) 青山善充・成蹊大学教授、秋吉仁美・東京地方裁判所判事、櫻井和人・経済産業省経済産業政策局産業組織課長、谷口園恵・法務省人権擁護局付、中村達也・国士舘大学助教授・社団法人国際商事仲裁協会主任研究員、本東 信・国土交通省中央建設工事紛争審査会事務局紛争調整官、松元俊夫・社団法人日本海運集会所常務理事、三木浩一・慶應義塾大学教授、山本和彦・一橋大学教授、吉岡桂輔・弁護士の10氏である(<http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/komon/kondankai/0619siryou2.pdf>)。
- 8) 行政訴訟検討会の構成メンバーは、(座長) 塩野宏・東亜大学教授、市村陽典・東京地方裁判所判事、小早川光郎・東京大学教授、芝池義一・京都大学教授、芝原靖典・(株)三菱総合研究所社会システム研究本部長、成川秀明・日本労働組合総連合会総合政策局長、萩原清子・東京都立大学教授、福井秀夫・政策研究大学院大学教授、福井良次・総務省大臣官房審議官、水野武夫・弁護士、深山卓也・法務省民事局民事法制管理官の11氏である(<http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/komon/kondankai/0619siryou2.pdf>)。
- 9) 裁判員制度・刑事検討会の構成メンバーは、(座長) 井上正仁・東京大学教授、池田 修・東京地方裁判所判事、大出良知・九州大学教授、清原慶子・東京工科大学教授、酒巻 匡・上智大学教授、四宮 啓・弁護士、高井康行・弁護士、土屋高明・共同通信社論説委員、中井憲治・最高検察庁検事、平良木登規男・慶應義塾大学教授、廣畑史朗・警察庁刑事局刑事企画課長の11氏である(<http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/komon/kondankai/0619siryou2.pdf>)。
- 10) 公的弁護制度検討会の構成メンバーは、(座長) 井上正仁・東京大学教授、池田 修・東京地方裁判所判事、浦 功・弁護士、大出良知・九州大学教授、清原慶子・東京工科大学教授、酒巻 匡・上智大学教授、高井康行・弁護士、土屋高明・共同通信社論説委員、中井憲治・最高検察庁検事、平良木登規男・慶應義塾大学教授、廣畑史朗・警察庁刑事局刑事企画課長の11氏であり、弁護士1名を除き裁判員制度・刑事検討会の構成メンバーと重複する(<http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/komon/kondankai/0619siryou2.pdf>)。
- 11) 国際化検討会の構成メンバーは、(座長) 柏木 昇・東京大学教授、ウィッキー・バイヤー・モルガンスタンレー証券会社法務部、加藤宣直・根本特殊化学専務取締役、久保利英明・弁護士、下川真樹太・外務省サービス貿易室長、下條正浩・弁護士、道垣内正人・東京大学教授、乗越秀夫・外国法事務弁護士、孝橋 宏・東京法務局訟務部長、玉井克哉・東京大学教授、波江野 弘・(株)

小松製作所コンプライアンス室長の 11 氏である (<http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/komon/kondankai/0619siryou2.pdf>)。

- 12) 法曹養成検討会の構成メンバーは、(座長)田中成明・京都大学教授、井上正仁・東京大学教授、今田幸子・日本労働研究機構統括研究員、加藤新太郎・司法研修所教官・判事、川野辺充子・東京高等検察庁検事、川端和治・弁護士、木村 孟・元東京工業大学学長、大学評価・学位授与機構長、ダニエル・フット・東京大学教授、永井和之・中央大学法学部長、牧野和夫・国士舘大学教授、テンプル大学ロースクール準教授、諸石光熙・住友化学工業㈱専務取締役の 11 氏である (<http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/komon/kondankai/0619siryou2.pdf>)。
- 13) 法曹制度検討会の構成メンバーは、(座長)伊藤 眞・東京大学教授、岡田ヒロミ・消費生活専門相談員、奥野正寛・東京大学教授、小貫芳信・法務総合研究所総務企画部長、釜田泰介・同志社大学教授、木村利人・早稲田大学教授、佐々木茂美・大阪地方裁判所判事、田中成明・京都大学教授、中川英彦・住商リース㈱取締役副社長、平山正剛・弁護士、松尾龍彦・評論家の 11 氏である (<http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/komon/kondankai/0619siryou2.pdf>)。
- 14) 各検討会の平成 14 年 6 月 19 日現在の検討状況について、<http://www.kantei.go.jp/singi/sihou/komon/kondankai/0619siryou2.pdf> 参照。
- 15) 司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書- 21 世紀の日本を支える司法制度-』、70 から 79 頁参照 (<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-3.pdf>)。
- 16) 司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書- 21 世紀の日本を支える司法制度-』、79 から 81 頁参照 (<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-3.pdf>)。
- 17) 司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書- 21 世紀の日本を支える司法制度-』、81 から 88 頁参照 (<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-3.pdf>)。
- 18) 立法過程の詳細について、柳瀬昇『裁判員制度の立法学-討議民主主義理論に基づく国民の司法参加の意義の再構成』、日本評論社、2009 年参照。
- 19) 明日の裁判所を考える懇談会について、前掲註 2) 拙稿「裁判員裁判に内在する諸問題-島根県裁判員裁判第 1 号事件を素材として-」、島大法学 53 巻 4 号 7 頁以下参照。明日の裁判所を考える懇談会の構成メンバーは、大木美智子・

消費科学連合会会長、北川正恭・早稲田大学大学院教授（前三重県知事）、田中直毅・国際公共政策研究センター理事長、平木典子・東京福祉大学大学院教授、榊井成夫・ジャーナリスト、松尾浩也・東京大学名誉教授、米本昌平・前科学技術文明研究所所長である（http://www.courts.go.jp/saikosai/iinkai/asu_kondan/asu_iin/index.html）。

- 20) 「明日の裁判所を考える懇談会（第17回）協議内容」参照（http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms_lf/807001.pdf）。
- 21) それぞれの年度毎の報告として、平成15年度司法研修所編『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究-殺人罪の事案を素材として-』、法曹会、平成19年、平成18年度司法研修所編『裁判員制度の下における大型否認事件の審理の在り方』、法曹会、平成20年、平成19年度司法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』、法曹会、平成21年、平成19年度司法研修所編『裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方』、法曹会、平成21年、平成21年度司法研修所編『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』、法曹会、平成24年参照。
- 22) 大阪地検特捜部の暴走は、虚為有印公文書作成、同行使に問われた当時担当課長として心身障害者団体用の郵便割引に関する公的証明書発行の職務に従事していた厚生労働省元局長・村木厚子氏に対する一連の捜査に端を発する。具体的訴訟の経緯は、前掲註1) 拙稿「裁判員裁判制度に内在する諸問題(1)-東京地裁平成25年5月21日第1刑事部判決を素材に-」、武蔵野法学1号97頁註103) 参照。検察の在り方検討会議は、平成22年11月10日第1回会議を開催し月に2回のペースで審議を重ね平成23年3月31日第15回会議で『検察の再生に向けて-検察の在り方検討会議提言-』を纏め上げた。審議の急展開は、検察の病巣の解明の重要性を示唆する（http://www.moj.go.jp/kentou/jimu/kentou01_00001.html）。
- 23) 『検察の再生に向けて-検察の在り方検討会議提言-』、1頁参照（<http://www.moj.go.jp/content/000076299.pdf>）。
- 24) 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会第1回会議（平成23年6月29日開催）議事録参照（<http://www.moj.go.jp/content/000077447.pdf>）。
- 25) 最高検察庁『裁判員裁判における検察の基本方針』（平成21年2月）参照（http://www.kensatsu.go.jp/saiban_in/img/kihonhoshin.pdf）。
- 26) 裁判員裁判第1号事件である東京地裁平成21年8月6日判決について、拙稿

「裁判員裁判制度に内在する諸問題-鳥取地裁平成 24 年 12 月 4 日判決を素材に-」、島大法学 56 卷 3 号 (2013 年) 29 頁註 (1) 参照。

- 27) http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h26_12_saibaninsokuhou.pdf
- 28) 筆者を含め島根大学大学院法務研究科の刑事系教員は、裁判の傍聴とメディアの対応に迫られ NHK 松江放送局は交代にコメンテーターとして起用した。各紙掲載のコメントについて、前掲註 2) 拙稿「裁判員裁判に内在する諸問題-鳥根県裁判員裁判第 1 号事件を素材として-」、島大法学 53 卷 4 号 39 頁註 (37) 参照。
- 29) 前掲註 2) 拙稿「裁判員裁判に内在する諸問題-鳥根県裁判員裁判第 1 号事件を素材として-」、島大法学 53 卷 4 号 1 頁以下参照。
- 30) 前掲註 2) 拙稿「裁判員裁判に内在する諸問題-鳥根県裁判員裁判第 1 号事件を素材として-」、島大法学 53 卷 4 号 1 頁以下、拙稿「裁判員制度の運用実態と問題点の考察-刑法の視点から-」、法政論叢 47 卷 1 号 (2010 年) 185 頁以下、前掲註 2) 拙稿「裁判員裁判制度に内在する諸問題-鳥取地裁平成 24 年 12 月 4 日判決を素材に-」、島大法学 56 卷 3 号 1 頁以下、拙稿「裁判員裁判制度に内在する諸問題-広島高裁松江支部平成 26 年 3 月 20 日判決を素材に-」、武蔵野大学政治経済研究所年報第 9 号 (2014 年) 1 頁以下、拙稿「裁判員裁判制度に内在する諸問題 (1)-東京地裁平成 25 年 5 月 21 日第 1 刑事部判決を素材に-」、武蔵野法学 1 号 (2015 年) 1 頁以下、拙稿「裁判員裁判制度に内在する諸問題 (2)-東京地裁平成 25 年 5 月 21 日第 1 刑事部判決を素材に-」、武蔵野法学 2 号 (2015 年) 1 頁以下参照。
- 31) 松江地裁平成 21 年 10 月 29 日判決について、前掲註 2) 拙稿「裁判員裁判に内在する諸問題-鳥根県裁判員裁判第 1 号事件を素材として-」、島大法学 53 卷 4 号 1 頁以下参照。東京地裁平成 25 年 5 月 21 日第 1 刑事部判決について、前掲註 1) 拙稿「裁判員裁判制度に内在する諸問題 (1)-東京地裁平成 25 年 5 月 21 日第 1 刑事部判決を素材に-」、武蔵野法学 1 号 1 頁以下及び前掲註 30) 拙稿「裁判員裁判制度に内在する諸問題 (2)-東京地裁平成 25 年 5 月 21 日第 1 刑事部判決を素材に-」、武蔵野法学 2 号 1 頁以下参照。
- 32) 最高裁判所事務総局「裁判員裁判の実施状況について (制度施行～平成 25 年 5 月末・速報)」参照。
- 33) 梅田 豊「刑訴法 53 条と記録法の関係」、29 頁以下参照 (福島 至編著『コンメンタール刑事確定訴訟記録法』、現代人文社、1999 年所収)。

- 34) 各裁判所は、裁判員経験者との意見交換会を開催している。松江地裁では、平成 24 年 4 月 24 日及び平成 25 年 9 月 24 日の 2 回開催し、議事概要を公開している (<http://www.courts.go.jp/matue/saibanin/ikenkoukan/index.html>)。本松江地裁平成 21 年 10 月 21 日判決に関与した裁判員経験者は、いずれの意見交換会にも参加しておらず評議の問題点等は不明である。
- 35) 前掲註 2) 拙稿「裁判員裁判に内在する諸問題-鳥根県裁判員裁判第 1 号事件を素材として-」、島大法学 53 卷 4 号 12 頁参照。
- 36) 池田 修『解説裁判員法〔第 2 版〕-立法の経緯と課題』、弘文堂、2009 年、99 頁参照。
- 37) 前掲註 2) 拙稿「裁判員裁判に内在する諸問題-鳥根県裁判員裁判第 1 号事件を素材として-」、島大法学 53 卷 4 号 12 頁及び 40 頁註 (43) 参照。
- 38) 前掲註 2) 拙稿「裁判員裁判に内在する諸問題-鳥根県裁判員裁判第 1 号事件を素材として-」、島大法学 53 卷 4 号 10 頁参照。
- 39) 前掲註 36) 池田 修『解説裁判員法〔第 2 版〕-立法の経緯と課題』、28 頁参照。
- 40) 刑集 66 卷 7 号 686 頁以下参照。本件の主要な評釈として、福島 至「刑事確定訴訟記録法に基づく判決書の閲覧請求を不許可とした保管検察官の処分が同法 4 条 2 項 4 号及び 5 号の解釈適用を誤っているとされた事例」、刑事法ジャーナル 36 号 131 頁及び岡田悦典「刑事確定訴訟記録法に基づく第一審判決書の閲覧の可否」、判例評論 657 号 174 頁参照。
- 41) http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h26_12_saibaninsokuhou.pdf

